



先進的窓リノベ
2026事業

交付申請等の要件について (交付申請の手引き)

非住宅

リフォーム工事

2026年6月18日版

先進的窓リノベ2026事業事務局



ホームページ

<https://window-renovation2026.env.go.jp/>

住宅省エネ2026キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口



お問い合わせ窓口

0570-081-789

(IP電話等からのお問い合わせ先)

03-6629-1646

受付時間

9:00～17:00 (土・日・祝含む)

※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

第1章 事業概要	3	第4章 申請手続きの詳細	32
1-1 目的・趣旨	4	4-1 申請手続きの流れ	33
1-2 事業名称	4	4-2 住宅省エネポータルについて	34
1-3 事業予算	4	4-3 アカウントについて	34
1-4 補助対象になる事業(補助対象事業)	4	4-4 事業者登録の手順	35
1-5 補助対象者と交付申請者	5	4-5 工事請負契約の締結	35
1-6 窓リノベ事業者の登録	5	4-6 共同事業実施規約の締結	36
1-7 窓リノベ事業者の要件	5	4-7 工事の着手	37
1-8 窓リノベ事業者等の登録制限	6	4-8 交付申請の予約 (任意)	37
1-9 窓リノベ事業者の登録停止等	6	4-9 工事の完了・引渡し	39
1-10 補助額と補助上限等	7	4-10 交付申請	40
1-11 補助金の交付と還元	7	4-11 交付決定	42
1-12 事業スケジュール	7	4-12 実績報告(兼、請求) / 補助金額の確定・交付(振込)	43
1-13 補助の対象外	8	4-13 書類の保管	44
1-14 補助金の返還	8		
1-15 補助金の併用	8		
第2章 補助対象の詳細	9	第5章 提出書類の詳細	45
2-1 事業イメージ	10		
2-2 補助対象になる方	10	第6章 その他	59
2-3 補助対象になる建物	12	6-1 契約書(注文書・注文請書を含む)の 電子契約について	60
2-4 補助対象期間	14	6-2 交付決定時の郵送物	62
2-5 補助対象になる工事	14	6-3 補助金の確定・交付時の郵送物	62
		6-4 先進的窓リノベ2026事業に関する アンケート調査について	63
第3章 リフォーム工事の詳細	17	第7章 更新履歴	64
3-1 対象工事について	18		
3-2 対象製品について	19		
3-3 ガラス交換	20		
3-4 内窓設置	22		
3-5 外窓交換(カバー工法)	24		
3-6 外窓交換(はつり工法)	26		
3-7 ドア交換(カバー工法)	28		
3-8 ドア交換(はつり工法)	30		



先進的窓リノベ
2026事業

非住宅
リフォーム工事

第1章 事業概要

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

1-1 目的・趣旨

先進的窓リノベ2026事業(以下、「本事業」という)は、2050年ネット・ゼロの実現や2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、断熱性能の高い窓の導入を支援し、住宅の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現に貢献するとともに、先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現することを目的とする事業です。

1-2 事業名称

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業
(先進的窓リノベ2026事業)

1-3 事業予算

1,125億円(令和7年度補正予算)

1-4 補助対象になる事業(補助対象事業)

既存の住宅および非住宅建築物*1の開口部に行う以下の断熱改修(以下、「リフォーム工事」または「工事」という)を補助の対象とします。

なお、性能要件を満たし、本事業の補助対象製品として予め登録された製品(以下、「対象製品」という)を設置するリフォーム工事に限ります。

*1 本事業では、建築基準法において第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域に建設することを認められている用途の建物(一部の用途を除く)を指します。なお、当該建物の立地する用途地域は問いません。

■GXへの協力が得られないメーカーの製品について

本事業は、国が求める2050年カーボンニュートラルに向けた取組を通じて経済成長を実現し、社会システムの変革へ挑戦し協働する取組(グリーントランスフォーメーション(GX))に協力を行うメーカーの製品を補助の対象とします。よって、当該協力の得られないメーカーの製品は、原則補助対象となりません。

ガラス交換*2*3		既存窓のガラスのみを取り外し、既存サッシをそのまま利用して、複層ガラス等に交換する工事
内窓設置*4		既存窓の内側に新たに窓を新設するもの、または既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換する工事 ただし、外皮部分*6に位置する既存外窓(ドア)の開口面*7から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限る
外窓交換	カバー工法*8	既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事 ただし、既存窓と同規模・同数である場合に限る(位置の変更をした場合は補助対象外)
	はつり工法*8	既存窓のガラスおよび窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事 ただし、既存窓と同規模・同数である場合に限る(位置の変更をした場合は補助対象外)
ドア交換*5	カバー工法*8	既存ドアの枠を残して取り除き、既存枠の上から新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事 ただし、既存ドアと同数である場合に限る(位置の変更をした場合は補助対象外)
	はつり工法*8	既存ドアを枠ごと取り外し、新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事 ただし、既存ドアと同数である場合に限る(位置の変更をした場合は補助対象外)

*2 障子枠(ガラス+フレーム)のみの交換(枠を交換しないまたは新たに設置しない)は、「ガラス交換」として取り扱います。

*3 ドア板の一部を構成するガラスを交換しても、本事業の「ガラス交換」には該当しません。

*4 ドアに対する「内窓設置」については、他の窓の工事と同一の契約であり、同時に申請する場合のみ、本事業の補助対象となります。

*5 「ドア交換」は、窓の工事と同一の契約であり、同時に申請する場合のみ、本事業の補助対象となります。

*6 「外皮部分」とは、外壁ライン上にある熱的境界をいいます。

*7 「開口面」とは、外窓(複数のサッシで構成された出窓を含む)やドアを設置するために外壁に空けられた開口に対して、周囲の壁面を延長してできる面をいいます。

*8 対象製品であっても、メーカーが保証しない工法により取り付けられた場合は本事業の補助対象になりません。(はつり工法専用製品をカバー工法により設置する 等)

1-5 補助対象者と交付申請者

リフォーム工事の工事発注者等を補助の対象者とします。

補助金の交付申請は、工事発注者等(共同事業者)と施工業者等(補助事業者)が共同で行います。

具体的な手続きは、施工業者等(補助事業者)が代表して行います。

施工業者等(補助事業者)は、工事発注者等(共同事業者)から依頼を受けた本事業の交付申請手続きを遅滞なく、また適正に実施する必要があります。また、当該手続きの進捗に関する工事発注者等(共同事業者)からの問い合わせに誠実に対応する必要があります。

補助事業	締結する契約	補助対象者(共同事業者)	交付申請者(補助事業者)
リフォーム	工事請負契約等	工事発注者等	施工業者等

1-6 窓リノベ事業者の登録

「窓リノベ事業者」とは、補助対象者(共同事業者)に代わり交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元する者として、予め本事業に登録した事業者をいいます。

先進的窓リノベ2026事業への参加にあたっては、住宅省エネ2026キャンペーン(以下、「本キャンペーン」という)のホームページ(以下、「本キャンペーンのホームページ」という)より、「事業者登録規約(住宅省エネ2026キャンペーン)」および「事業者登録規約(先進的窓リノベ2026事業)」に同意を行い、「住宅省エネ支援事業者」および「窓リノベ事業者」として登録を受ける必要があります。

なお、住宅省エネ支援事業者および窓リノベ事業者の登録は、国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

1-7 窓リノベ事業者の要件

窓リノベ事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

法人、個人事業主	法人の場合は、国内に法人登記された法人であること 個人事業主の場合は、日本国内に住民登録されていること(国籍は不問)
環境	インターネット環境を有し、 事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること
許認可	本事業の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること
振込口座	本補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること
規約類の遵守	本事業の交付規程、登録規約、その他事務局が交付申請の手引き等に定める事項を遵守して事業を行うこと
事業者の登録	「住宅省エネ支援事業者」として登録されている事業者であること

補 足

- **住宅省エネ支援事業者と窓リノベ事業者について**
本事業に参加を希望する事業者は、まず本キャンペーンにおいて「住宅省エネ支援事業者」として登録を行います。住宅省エネ支援事業者は、任意の時期に本事業に参加を希望し、「窓リノベ事業者」としても登録を受けることができます。
ただし、事務局が定める除外要件(1-8、1-9参照)に該当しない場合に限りです。
- **住宅省エネポータルとは**
事務局が提供するWEBシステムです。本キャンペーンの事業者登録手続き、各補助事業の交付申請等の手続きは、すべて住宅省エネポータル(以下、「本ポータル」という)上で行うため、**登録にあたっては、本ポータルを活用できるWEB環境が必要であり、WEB操作が可能であることが求められます。**

1-8 窓リノベ事業者等の登録制限

以下に該当する法人および個人は、「住宅省エネ支援事業者」として登録を受けることはできません。

- ◆法人においては、暴力団*1または役員等(実質的に経営に関与する者)が暴力団員*1である
- ◆個人においては、暴力団員である法人、個人によらず、暴力団および暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

*1 「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する組織をいいます。また「暴力団員」とは同法第2条第6号に規定するものをいいます。

以下のいずれかに該当する法人および個人は、「窓リノベ事業者」として登録を受けることはできません。

- ◆住宅省エネ支援事業者としての登録要件を満たしていない者
- ◆過去3ヶ年度内に環境省地球環境局所管事業補助金(以下、「地球環境局補助金」という)において、以下 a) または b) に該当する者
ただし、本事業への参加について制限しない旨の通知を行った者を除く
 - a) 交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
 - b) 不適切な行為*2を行った者

*2 本事業における不適切な行為とは、地球環境局補助金に関して、規約その他これに類するものに反して、または怠慢、虚偽の申告もしくはその他の不正な手段により、補助金の交付を受け、または受けようとする等の行為をいいます。

なお、以下に該当する法人および個人は、「窓リノベ事業者」としての登録を制限されることがあります。

- ◆住宅省エネ2026キャンペーンの他の構成事業、または以下 a)～k)のいずれかの事業において、不適切な行為を行った、または行おうとした者
 - a) こどもエコすまい支援事業(令和4年度補正予算等)
 - b) 先進的窓リノベ事業(令和4年度補正予算)
 - c) 給湯省エネ事業(令和4年度補正予算)
 - d) 子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)
 - e) 先進的窓リノベ2024事業(令和5年度補正予算)
 - f) 給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)
 - g) 賃貸集合給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)
 - h) 子育てグリーン住宅支援事業(令和6年度補正予算等)
 - i) 先進的窓リノベ2025事業(令和6年度補正予算)
 - j) 給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)
 - k) 賃貸集合給湯省エネ2025事業(令和6年度補正予算)

1-9 窓リノベ事業者の登録停止等

本事務局または国は、不適切な行為を行うまたは行おうとした窓リノベ事業者に対して、窓リノベ事業者としての登録の抹消または停止(一時停止を含む。以下同じ)を行うことがあります*3。また、登録の抹消または停止に伴い、以下の全部または一部の処分を行います。

- a) 不適切な行為を伴う補助事業の交付申請(予約を含む)の却下、また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し(交付済の補助金についてはその全部または一部の返還)
- b) 不適切な行為があった補助事業以外の補助事業に係る交付申請(予約を含む)の全部または一部の却下また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し(交付済の補助金についてはその全部または一部の返還)
- c) 地球環境局補助金について、処分の通知から国が指定する期間までの交付申請の制限
- d) 住宅省エネ2026キャンペーンの他の構成事業に対する処分の通達
- e) 不適切な行為が行われた事実および処分内容の公表
- f) 窓リノベ事業者としての公表の停止

事業者登録の停止を受けた場合、登録停止期間中は交付申請(予約を含む)を行うことができません。

*3 本事業期間中に登録停止が解除された場合であっても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

1-10 補助額と補助上限等

工事により設置する対象製品の性能および大きさ、設置する建物の属性に応じた対象製品ごとの補助額(定額)の合計を補助額とし、補助上限は下記とします。

補助対象となる建築物		補助上限
住宅		100万円/戸
非住宅建築物	延床面積*1 240㎡以下	100万円/棟*2
	延床面積*1 240㎡超	1,000万円/棟*2

*1 一棟所有、区分所有に関わらず、非住宅建築物として本事業の補助対象となる用途部分(共同事業者が所有する部分に限る)の合計面積とします。(複数用途を有する場合も同様です)

*2 区分所有の場合は、専有部分(非住宅用途の区分のみ)単位で1棟とみなし取り扱います。

なお、交付申請は1申請あたりの合計補助額が5万円以上の工事が対象となります。

また、同一の住宅または同一の非住宅建築物に複数回のリフォーム工事を行う場合も、補助上限額の範囲内で申請を行うことができます。ただし、それぞれの申請ごとにすべての補助要件を満たす必要があります。

※対象製品の性能等に応じた補助額については、第3章を参照してください。

1-11 補助金の交付と還元

本補助金は交付申請を行った窓リノベ事業者に交付され、窓リノベ事業者から共同事業者(工事発注者等)に以下①②のいずれかの方法により還元します。還元方法については、交付申請の前に作成する本事業の「共同事業実施規約」(様式3)により、予め両方で合意するものとします。

- ①補助事業に係る契約代金に充当する方法
- ②現金で支払う方法

※還元方法が「②現金で支払う方法」の場合、還元時期について予め両方で合意するものとし、窓リノベ事業者は補助金の交付から遅くとも2ヶ月以内に共同事業者への還元を完了することが必要です。

補 足

- 交付される補助金の会計処理について
本補助金の受益者は、あくまでも補助対象者である共同事業者(工事発注者等)です。窓リノベ事業者にとって、交付される補助金は、①の場合、共同事業者が支払うべき工事代金(「売上」)の一部であり「売掛」や「未収金」②の場合、共同事業者に支払うための「預り金」として扱われることが一般的です。詳しくは、税理士または最寄りの税務署にご確認ください。
- 窓リノベ事業者が倒産(個人事業主の場合は死亡)した場合について
速やかに事務局へご相談ください。

1-12 事業スケジュール

工事請負契約日の期間	工事着手日以前
工事着手日*3の期間	2025年11月28日以降
交付申請の予約受付期間	2026年3月31日*4～ 予算上限に達するまで(遅くとも2026年11月16日)*5
交付申請の受付期間	2026年3月31日*4～ 予算上限に達するまで(遅くとも2026年12月31日)*5

*3 工事請負契約の締結以前に工事着手した場合、補助対象になりません。

*4 添付書類の登録は2026年4月15日より開始します。

*5 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。交付申請(予約を含む)の受付期間であっても、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

補 足

- 工事着手日について
本事業における工事着手日とは、締結した工事請負契約等に含まれる最初の工事に着手する日のことをいいます。(補助対象である窓の工事に限定しません)
なお、現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲い、現場事務所の建設は工事着手にあたりません。

1-13 補助の対象外

以下の①から④に該当する場合、本事業の補助対象になりません。

①補助事業に要する経費が、補助額を下回る補助事業

本事業は、リフォーム工事の一部に補助を行うものであり、補助事業に要する経費が補助額を下回る場合、補助対象になりません。

補助事業に要する経費

とは

本事業の補助対象になる窓(ガラス)・ドアの製品売価と設置工事費の合計です。

- ・窓(ガラス)・ドア以外の設備やその設置工事費を含みません。
- ・みらいエコ住宅2026事業の補助対象になる窓(ガラス)・ドアやその設置工事費を含みません。

②ドア交換(ドアに対する内窓設置を含む)において、他の窓と同一の契約ではない工事

ドア交換(ドアに対する内窓設置を含む)は、同一の住宅または同一の非住宅建築物の窓の改修と同一契約内*1で工事を行い、かつ窓と同時に交付申請していない場合は、補助対象になりません。

*1 やむを得ない理由で契約が分かれた場合は、本事務局にご相談ください。

③過去事業の交付を受けた窓(ガラス)・ドアの交付申請

先進的窓リノベ事業(令和4年度補正予算第2号)、先進的窓リノベ2024事業(令和5年度補正予算)および先進的窓リノベ2025事業(令和6年度補正予算)において、補助金の交付を受けた窓(ガラス)・ドアは補助対象になりません。(補助金の返還を行った場合を含む)

④本事業における重複申請

同一の窓(ガラス)・ドアの設置に対し、複数回の補助を受けることはできません。

(ただし、同一開口部に複数の製品を並行して設置(内窓と外窓等)した場合は、1つの製品に限り補助対象になります)

1-14 補助金の返還

本事務局は、交付決定を取り消された*2、または取得財産の処分に反した補助事業に対して、その補助金の全額もしくは一部金額を交付しません。また、既に交付した本補助金について、全額もしくは一部金額の返還を命じることがあります。

*2 本事務局または国は、不適切な行為により補助金の交付を受けた、または受けようとした交付申請(予約を含む)について、交付申請の却下または既に交付決定を行った場合においては、その取り消しを行うことがあります。

1-15 補助金の併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。

なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

地方公共団体等が申請窓口となる補助事業との併用可否については、本キャンペーンでは回答しかねます。窓口となる地方公共団体等にご確認ください。

補助金の交付を受けた財産(設備等)を処分した場合の取り扱いは含まれません。各補助金事業の事務事業者等にお問い合わせください。

■みらいエコ住宅2026事業、給湯省エネ2026事業、賃貸集合給湯省エネ2026事業は住宅に対する補助事業で、先進的窓リノベ2026事業の「非住宅/リフォーム工事」とは補助対象が異なるため、併用できません。

万一、併用不可である他の補助制度と重複申請を行っていた場合、理由の如何によらず、本事業の交付申請を無効とし、交付決定の取り消しおよび返金等の措置となりますので、十分ご注意ください。



先進的窓リノベ
2026事業

非住宅
リフォーム工事

第2章 補助対象の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

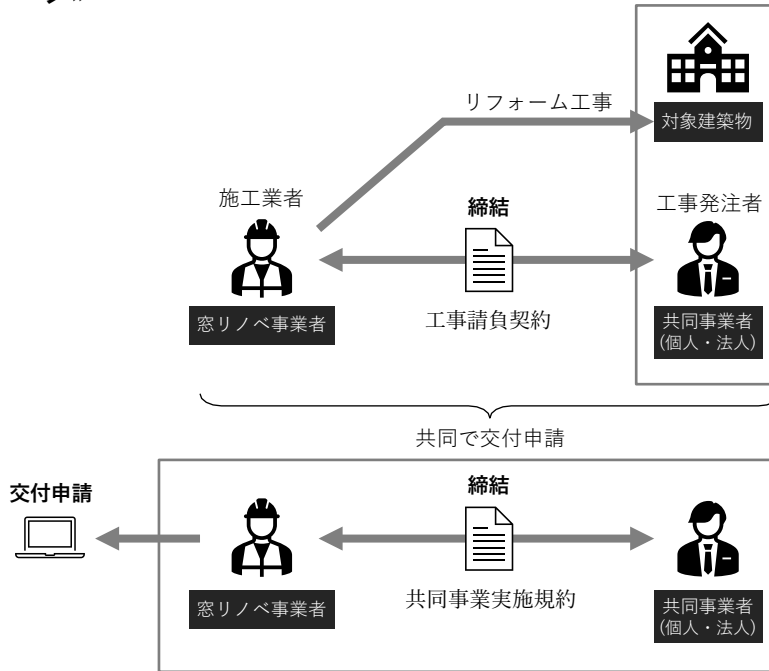
※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

2-1 事業イメージ

本事業は、リフォーム工事を行う施工業者(窓リノベ事業者)が、工事発注者(共同事業者)からの委託を受けて、補助金の申請および交付を受けるものです。

委託にあたっては、本事業の共同事業実施規約(様式3)を両者で締結します。

《事業全体のイメージ》



2-2 補助対象になる方

以下の①②を満たす方が補助対象者(共同事業者)になります。

①窓リノベ事業者と工事請負契約を締結し、開口部(窓)のリフォーム工事をする方

以下の書類で確認します。

※ 工事請負契約が結ばれていない工事は補助対象になりません。

添付書類	提出	確認方法	参照
工事請負契約書(原契約)	(予約時) 交付申請時	工事発注者が非住宅建築物の所有者、 請負者が窓リノベ事業者であること	P47~48

補 足

- 共同発注について
リフォーム工事の発注を複数の者が連名で行う場合、非住宅建築物の所有者が共同事業者として交付申請を行うことができます。
- 複数受注について
複数受注とは、同じ工事発注者と複数の工事請負契約を締結し、リフォーム工事の発注を受けることをいいます。本事業では、複数の契約をまとめて1つの交付申請として提出することで、要件(最低補助額5万円)を満たすものとして、交付申請を行うことができます。
ただし、すべてのリフォーム工事において工事着手日が補助対象期間内である場合に限りです。

※次ページへ続く

補足 ※続き

- **分離発注について**
分離発注とは、同じ工事発注者が、複数の施工業者に工事を分割して発注し、リフォーム工事を行うことをいいます。本事業では、窓リノベ事業者が自身で行う工事について要件を満たしている場合、それぞれ交付申請を行うことができます。
- **工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について**
本事業の補助対象になるリフォーム工事について、提出される工事請負契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できることを前提とします。特に以下の事項にご注意ください。
 - ◆契約日は提出する契約書上に記載を求めます。
(電子契約システム上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないため不可)
 - ◆契約者の署名または押印が契約書上で確認できない場合、電子契約システム上の締結証明画面や管理画面等を求めます。
 ※契約日の記載されない電子契約については、P60～61を参照ください。
- **自社が保有する非住宅建築物に自社で行う開口部(窓)のリフォーム工事や、いわゆるDIYについて**
非住宅建築物の所有者が、自身で行う(工事請負契約を伴わない)工事は、本事業の補助対象になりません。
- **対象製品のメーカーによる自社施工**
窓リノベ事業者であり工事請負契約を締結した事業者であれば、メーカーが自社の対象製品を施工する場合も補助対象になります。ただし、性能証明書を発行する立場であるメーカーの工事については、現地調査等の対象として指定を受けやすい可能性がありますので、予めご了承ください。
- **受注者と発注者が同一人格の契約について**
同一人格間の契約は成立しないため、補助対象になりません。
個人事業主が自らと工事請負契約を締結する行為も、同一人格間であり、契約は成立しないため補助対象になりません。
- **工務店の社長が自ら経営する工務店と工事請負契約を締結する場合**
社長個人と、経営する会社(法人)は別人格であり、契約が成立するため補助対象となります。

②開口部(窓)のリフォーム工事を行う**非住宅建築物の所有者**である方

非住宅建築物の所有者 とは

- ◆非住宅建築物を所有する個人、法人(地方公共団体を含む)

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
<工事発注者が個人> 工事発注者の本人確認書類	(予約時) 交付申請時	・工事請負契約書の工事発注者と同一であること ・不動産登記事項証明書に記載の所有者と同一であること	P56～57
<工事発注者が法人> 法人の実在確認ができる書類 (商業法人登記の写し等) および法人担当者の本人確認書類			P56～58

補 足

- **工事発注者について**
以下の場合には補助対象となりません。
 - ◆非住宅建築物を所有する個人が、自身が代表を務める法人で発注した場合
 - ◆非住宅建築物を所有する法人の代表者が、代表者個人で発注した場合

2-3 補助対象になる建物

以下の①②を満たす建物が補助対象となります。

①既存建物である

既存建物とは

リフォーム工事の工事請負契約日時点において、建築*1から1年が経過した建物

*1 本事業において「建築日」は原則、検査済証の発出日とします。

②以下1)2)いずれかに当てはまる建物*2である

- 1) 第1種低層住居専用地域 または 第2種低層住居専用地域に立地する非住宅建築物*3*4
- 2) その他の地域に立地する「第1種低層住居専用地域 または 第2種低層住居専用地域で建設することが認められている用途(店舗および兼用住宅を除く)」の非住宅建築物

*2 用途地域別に補助対象となる建物用途については、次頁「本事業で補助対象となる非住宅建築物の建物用途一覧」をご確認ください。

*3 建築基準法において、第1種低層住居専用地域 または 第2種低層住居専用地域に建設することが認められている用途として、具体的に明示されていない用途(「類するもの」を含む)にかかる申請については事務局にご相談ください。
ただし、第1種低層住居専用地域 または 第2種低層住居専用地域に立地する建物であっても、補助事業の目的に照らして補助することが不要・不適切と事務局が判断した場合(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に該当する営業に係るもの等)は、補助対象外となることがあります。

*4 1)に該当する場合であっても、下記は本事業の補助対象になりません。

- ・近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所または休憩所
- ・路線バスの停留所の上家
- ・電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百一十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設
- ・電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業(同項第二号に規定する小売電気事業を除く)の用に供する施設
- ・ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業又は同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供する施設
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- ・水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する施設
- ・下水道法第二条第三号に規定する公共下水道の用に供する施設
- ・都市高速鉄道の用に供する施設
- ・熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

補 足

用途地域について

用途地域とは、都市計画法で定められている、建築できる建物や用途が制限された地域のことです。住宅、商業、工業等の用途で分かれており、住環境の保護や商業・工業等の業務の利便を増進することを目的としています。

建物用途の変更について

2025年11月28日以降、居宅等の住宅用途から非住宅建築物の用途(兼用住宅含む補助対象となる用途)に変更を行った場合、延床面積*1240㎡を超えていても1棟あたり100万円が補助上限額となります。

また、2025年11月28日以降に住戸の一部を非住宅建築物の用途に変更した場合は、住宅部分と合わせて100万円が補助上限額となります。

*1 一棟所有、区分所有に関わらず、非住宅建築物として本事業の補助対象となる用途部分(共同事業者が所有する部分に限る)の合計面積とします。(複数用途を有する場合も同様です)

民泊で使用する住戸について

民泊施設(住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届け出、または国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受けて運営するもの)は、住宅以外の用途に使用していることから、本事業において非住宅建築物として取り扱います。

なお、延床面積に関わらず、補助額の上限は1住戸あたり100万円とします。

(必要に応じて、追加書類を求められることがあります)

第2章 補助対象の詳細

《本事業で補助対象となる非住宅建築物*1の建物用途一覧》

建物の用途 ※建築基準法で定められている用途の区分に準じます	立地		
	第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	その他の地域
幼稚園 / 保育所(保育園) / 小学校 / 中学校 / 高等学校 / 図書館 神社 / 寺院 / 教会 / 老人ホーム・福祉ホーム / 公衆浴場(銭湯) 診療所 / 派出所(交番)	○	○	○
郵便局	○	○	○ ※延床面積500㎡ 以下に限る
地方公共団体が所有する支庁・支所 地方公共団体が所有する老人福祉センター・児童厚生施設	○	○	○ ※延床面積600㎡ 以下に限る
兼用住宅*2 (以下と用途を兼ねる兼用住宅の店舗部) 事務所 / 日用品店 / 食堂 / 喫茶店 / 理髪店 / 美容院 クリーニング取次店 / 質屋 / 貸衣装屋 / 貸本屋 / 洋服店 / 畳屋 / 建具店 自転車店 / 家庭電器具店 / パン屋(自家販売) / 米屋(自家販売) 豆腐屋(自家販売) / 菓子屋(自家販売) / 学習塾 / 華道教室 / 囲碁教室 美術品を製作するアトリエ / 工芸品を製作するアトリエ	○	○	×
店舗 (以下の用途等) 日用品店 / 食堂 / 喫茶店 / 理髪店 / 美容院 / クリーニング取次店 質屋 / 貸衣装屋 / 貸本屋 / 洋服店 / 畳屋 / 建具店 / 自転車店 家庭電器具店 / パン屋(自家販売) / 米屋(自家販売) / 豆腐屋(自家販売) 菓子屋(自家販売) / 学習塾 / 華道教室 / 囲碁教室 美術品を製作するアトリエ / 工芸品を製作するアトリエ	— *3	○	×

*1 社会通念上適切と認められない建築物を対象とした申請並びに共同事業者による申請は対象外となることがあります。

*2 第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域に立地しない「店舗兼住宅(事務所兼住宅)」でも住宅部分は住宅として補助対象となります。「住宅/リフォーム工事」で申請ください。

*3 第1種低層住居専用地域において、特定行政庁が公益上やむを得ないと認めて建築が許可された店舗(またはこれに類するもの)の申請については、事務局にご相談ください。

なお、対象となるか否かについては、以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
建物の不動産登記事項証明書	(予約時) 交付申請時	交付申請時点で、申請する建物用途(建築基準法で定められている用途区分)と適合する種類であること	P49~50

間違いやすい建物の代表例

建物の用途	立地		
	第1種低層住居 専用地域	第2種低層住居 専用地域	その他の地域
大学 / 高等専門学校 / 旅館	×	×	×
公民館	○	○	×
コンビニエンスストア	— *4	○	×

*4 第1種低層住居専用地域に立地する場合は、事務局にご相談ください。

2-4 補助対象期間

下記の期間に該当するリフォーム工事が補助対象となります。

工事請負契約日の期間	工事着手日以前
工事着手日の期間	2025年11月28日以降に対象工事に着手したもの (対象工事は、断熱窓への改修を含むリフォーム工事全体をいいます)
工事完了日の期間	遅くとも2026年12月31日まで

※交付申請の締切は、予算上限に応じて公表します。なお、交付申請は工事の完了・引渡し後に提出することができます。

補 足

□ 工事着手について

本事業における工事着手とは、締結した工事請負契約に含まれる最初の工事に着手することをいいます。
(補助対象である窓の工事に限定しません)

なお、現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲い、現場事務所の建設は工事着手にあたりません。

□ 工事完了について

本事業の工事完了とは、補助事業の対象工事が完了することをいいます。
工事完了に加え、発注者への引渡しの完了後、はじめて交付申請が可能となります。

なお、契約工事全体の工事が完了前であっても、補助事業の対象工事が完了し、発注者への引渡し
が完了した場合は、当該建築物ごとに交付申請を行うことが可能です。

ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の精算を行ってください。
(必要に応じて、引渡証の提出を求めることがあります)

2-5 補助対象になる工事

本事業の補助対象になるリフォーム工事は、以下①②に該当し、③に該当しない工事が、補助対象になります。

①1申請あたりの補助額の合計が5万円以上のリフォーム工事

補助額は、工事の内容と対象製品の大きさや性能に応じて下表のとおりとします。

延床面積、階数によっても、補助額が異なります。詳しい補助額等は次章をご確認ください。

工事内容		補助額	補助上限
ガラス交換*1		1枚につき5,000円～86,000円	延床面積240㎡以下 1棟あたり100万円 延床面積240㎡超 1棟あたり1,000万円
内窓設置		1箇所につき22,000円～152,000円	
外窓交換	カバー工法	1箇所につき41,000円～302,000円	
	はつり工法	1箇所につき29,000円～302,000円	
ドア交換	カバー工法	1箇所につき41,000円～302,000円	
	はつり工法	1箇所につき29,000円～302,000円	

*1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出します。ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象になりません。

②下表の基準を満たす対象製品を設置するリフォーム工事

≪窓の性能指標 / 熱貫流率*1(Uw *2値)≫

建物の種類	ガラス交換*3	内窓設置	外窓交換	
			カバー工法	はつり工法
・非住宅建築物	Uw1.9以下	Uw1.5 以下	Uw1.9以下	Uw1.9以下

≪ドアの性能指標 / 熱貫流率*1(Ud*2値)≫


建物の種類	ドア交換	
	カバー工法	はつり工法
・非住宅建築物	Ud1.9以下	Ud1.9以下

- *1 本事業では、窓(ガラス・サッシ)およびドアの性能を表す指標の一つです。大まかにいうと、窓(ガラス・サッシ)およびドアの外気に接する側と建築物の内側との間の熱の伝わりやすさを表す数値です。窓(ガラス・サッシ)はUw値、ドアはUd値と表示されます。Uw値およびUd値が低いほど、高い性能の製品になります。
- *2 国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率 5.部位の熱貫流率 5.2開口部 5.2.4大部分が透明材料で構成されている開口部(窓等)又は大部分が不透明材料で構成されている開口部(ドア等)の熱貫流率」(令和7年4月更新)に基づき、開口部の熱貫流率は、JIS A 2102-1などによる方法の他、当該窓およびドアの仕様に応じて「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」の「2.2.1 第三章第三節付録Bで定める熱貫流率の値によることもできます。
- *3 「ガラス交換」については、既存サッシとの組み合わせにより性能基準を満たしているか確認します。

③補助対象にならない工事

以下に該当する工事は補助の対象になりません。

また、本事業の趣旨に反し、利用実態が不適切な建物に対する工事や補助額を吊り上げることを目的とした工事であると国および事務局が判断した場合、補助対象外とします。

 <p>補助対象にならない工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助事業に要する工事費(補助事業に要する経費)が補助額に満たない工事 ◆外気に面していない窓(ガラス)およびドアの工事 ◆ドア板の一部を構成するガラスを交換する工事 ◆ドア交換(ドアに対する内窓設置を含む)のみを補助対象とする工事 ◆ドア交換(ドアに対する内窓設置を含む)において、窓と同一の契約ではない工事 ◆非住宅建築物の所有者が設備を購入し、その取付を施工業者に依頼する工事 (いわゆる施主支給や材工分離による工事) ◆中古品や展示品を用いた工事 ◆従前より省エネ性能が下がる窓(ガラス)・ドアを設置する工事 ◆メーカーが保証しない工法により取り付けられた工事 (はつり工法専用製品をカバー工法により設置する等) ◆既存の外窓1つに対して、3つ以上の内窓を新たに取り付け工事 ◆外壁等に新たに開口部を設けて外窓・ドアを設置する工事 ◆既存の開口部を拡張して外窓を設置する工事 ◆開口部の位置を変更して外窓・ドアを設置する工事 ◆既存の開口部における外窓・ドアの交換工事において、交換工事前のサッシ数を上回る数のサッシ数の外窓・ドアを設置する工事(既存サッシ数と同数までが補助対象) ◆増築部に行う工事
--	--

※次ページへ続く

補 足

□ **補助事業に要する工事費(補助事業に要する経費)に含まれる費用について**

本事業の窓のリフォーム工事費は①と②の合計です。

- ① 本事業の補助対象となる窓(ガラス・ドアを含む)本体の販売価格
- ② ①の設置工事費*1*2

以下の費用は工事費に含まれません。

- ◆窓(ガラス・ドアを含む)以外の設備の販売価格とその工事費
- ◆本事業の補助対象とならない窓(ガラス・ドアを含む)の販売価格とその工事費
- ◆消費税

*1 製品の販売価格に含まれる場合、0円とします。

*2 一般的に設置工事と不可分な費用については、含めて構いません。なお、一式で計上され、製品ごとに分割できない費用は、本事業の補助対象である窓の販売価格の合計金額とその他の製品の販売価格の合計金額との比率に応じて、按分してください。(個々費用を含めるか含めないかについては、各事業者にて判断願います)

□ **中古品、展示品について**

本事業は、「中古品」は補助対象になりません。

ただし、開梱のみで返品された等の製品をメーカー等が「新品」として出荷し、保証を行う製品は「新品」として取り扱って差し支えありません。(展示する、しないにかかわらず組立・設置のいずれかを行った窓(ガラス)・ドアは「中古品」です)

□ **増築部分における工事について**

増築部分に行う工事は、補助対象外です。

□ **店舗兼用住宅(複合用途)における工事について**

第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域に立地する店舗兼用住宅の非住宅部分に行った開口部(窓)のリフォーム工事は、補助対象となります。「非住宅 / リフォーム工事」にて申請ください。

その他の地域に立地する場合は、第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域で建設することが認められている用途であっても兼用住宅の非住宅部分は補助対象になりません。

住宅部分に行ったリフォーム工事に関しては、住宅として補助対象となります。「住宅 / リフォーム工事」で申請ください。



先進的窓リノベ
2026事業

非住宅

リフォーム工事

第3章 リフォーム工事の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

3-1 対象工事について

対象となる非住宅建築物の開口部に行う以下の工事を補助の対象とします。
なお、性能要件を満たした本事業の対象製品を設置するリフォーム工事に限ります。

ガラス交換*1*2		既存窓のガラスのみを取り外し、既存サッシをそのまま利用して、複層ガラス等に交換する工事
内窓設置*3		既存窓の内側に新たに窓を新設するもの、または既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換する工事 ただし、外皮部分*5に位置する既存外窓(ドア)の開口面*6から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限る
外窓交換	カバー工法*7	既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事 ただし、既存窓と同規模・同数である場合に限る(位置の変更をした場合は補助対象外)
	はつり工法*7	既存窓のガラスおよび窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事 ただし、既存窓と同規模・同数である場合に限る(位置の変更をした場合は補助対象外)
ドア交換*4	カバー工法*7	既存ドアの枠を残して取り除き、既存枠の上から新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事 ただし、既存ドアと同数である場合に限る(位置の変更をした場合は補助対象外)
	はつり工法*7	既存ドアを枠ごと取り外し、新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事 ただし、既存ドアと同数である場合に限る(位置の変更をした場合は補助対象外)

- *1 障子枠(ガラス+フレーム)のみの交換(枠を交換しないまたは新たに設置しない)は、「ガラス交換」として取り扱います。
- *2 ドア板の一部を構成するガラスを交換しても、本事業の「ガラス交換」には該当しません。
- *3 ドアに対する「内窓設置」については、他の窓の工事と同一の契約であり、同時に申請する場合のみ、本事業の補助対象となります。
- *4 「ドア交換」は、窓の工事と同一の契約であり、同時に申請する場合のみ、本事業の補助対象となります。
- *5 「外皮部分」とは、外壁ライン上にある熱的境界をいいます。
- *6 「開口面」とは、外窓(複数のサッシで構成された出窓を含む)やドアを設置するために外壁に空けられた開口に対して、周囲の壁面を延長してできる面をいいます。
- *7 対象製品であっても、メーカーが保証しない工法により取り付けられた場合は本事業の補助対象になりません。(はつり工法専用製品をカバー工法により設置する 等)

補 足

□ 同一開口部に対する複数製品の重複設置について

例えば、対象製品である内窓と外窓(ガラス交換も同様)を重複して、重なるように設置した場合、いずれかの製品のみ補助対象として本事業の交付申請を行うことができます。(右図：例①参照)

例えば、対象製品である複数の外窓(内窓、ガラス交換も同様)を並べて、重ならないように設置した場合、原則すべての製品を補助対象として本補助金の交付申請を行うことができます。(右図：例②参照)

ただし、既存の外窓1つに対して3つ以上の内窓を新たにに取り付けること、既存の開口部における外窓・ドアの交換工事において交換工事前のサッシ数を上回る数の外窓・ドアを設置することは、原則としてできません。(既存サッシと同数までが補助対象となります)

□ 窓とドアについて

本事業では、建物の外皮部分にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具をドアとし、それ以外のものを窓とします。

例①

窓(ガラス)・ドアを2枚重複して重なるように設置



片方の製品のみ
補助対象

例②

窓(ガラス)を2枚並べて重ならないように設置



両方の製品が
補助対象

3-2 対象製品について

本事業における対象製品は、断熱等の性能を満たすことを確認し、予め事務局に登録された窓(ガラス)・ドアです。

登録された補助対象製品は本キャンペーンのホームページの【補助対象製品の検索】から確認できます。
(<https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/manufacture/search/>)

本事業では、建物の外皮部分にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具をドアとし、それ以外のものを窓とします。

■GXへの協力が得られないメーカーの製品について

本事業は、国が求める2050年カーボンニュートラルに向けた取組を通じて経済成長を実現し、社会システムの変革へ挑戦し協働する取組(グリーントランスフォーメーション(GX))に協力を行うメーカーの製品を補助の対象とします。よって、当該協力の得られないメーカーの製品は、原則補助対象になりません。

性能証明書について (詳細はP51参照)

対象製品を用いたリフォーム工事については、メーカーから「性能証明書」の発行を受けることができます。性能証明書の発行手続きは、メーカーにより異なりますので、各メーカーにお問い合わせください。

性能証明書には、当該製品の補助額を確認するために以下の情報が記載されます。

なお、**性能証明書が発行されても、これらの条件により本事業の補助対象にならないことがあります。**

製品区分	「ガラス」「内窓」「外窓」「ドア」のいずれか
機能区分	「断熱等」「断熱等+防犯」「断熱等+防音」「断熱等+防災」のいずれか
サイズ	「特大(G)」「大(L)」「中(M)」「小(S)」のいずれか
性能区分 ◀詳細以下参照▶	「P(SS)」「S」「A ^{*1} 」のいずれか
製品型番	メーカーが登録した対象製品固有の型番 ^{*2}

*1 本事業の内窓においては、補助対象になりません。

*2 製品カタログや納品書に記載された型番と異なることがあります。

性能区分について

性能区分は、窓(ガラス)・ドアの断熱等性能を表す記号です。

当該窓の熱貫流率に応じて下表のとおり区分されています。

本事業における熱貫流率とは、窓(ガラス・サッシ)およびドアの性能を表す指標の1つで、大まかにいうと、窓(ガラス・サッシ)およびドアの外気に接する側と建築物の内側との間の熱の伝わりやすさを表す数値です。

窓(ガラス・サッシ)はUw値、ドアはUd値と表示され、Uw値およびUd値が低いほど、高い性能の製品になります。

なお、**性能区分によっては本事業の補助対象にならないことがあります。**

性能区分	熱貫流率(Uw値/Ud値)
P(SS)	1.1以下
S	1.1超、1.5以下
A ^{*3}	1.5超、1.9以下

*3 本事業の内窓においては、補助対象になりません。

3-3 ガラス交換

本事業における「ガラス交換」とは、既存窓のガラスのみを取り外し、既存サッシをそのまま利用して、複層ガラス等に交換する工事をいいます。

同じガラスであっても、既存サッシとの組み合わせにより、窓の性能区分が変わるため、ガラスの性能だけでは、補助額は決まりません。

詳しくは、次ページの補足を参照いただくか、サッシまたはガラスのメーカーにお問い合わせください。

非住宅建築物の延床面積、性能区分とサイズ*1に応じた1枚あたりの補助額は下表のとおりです。

*1 ガラス1枚あたりの面積。対象製品として登録(性能証明書に記載)されたサイズに準じます。

延床面積240㎡以下

性能区分	サイズ*1			
	特大(G)	大(L)	中(M)	小(S)
	2.0㎡以上	1.4㎡以上、2.0㎡未満	0.8㎡以上、1.4㎡未満	0.1㎡以上、0.8㎡未満
P(SS)	78,000円	52,000円	32,000円	11,000円
S	53,000円	35,000円	23,000円	7,000円
A	41,000円	27,000円	18,000円	5,000円

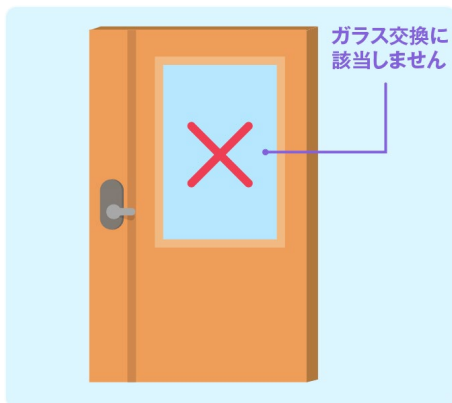
延床面積240㎡超 / 3階建以下

延床面積240㎡超 / 4階建以上

性能区分	サイズ*1			
	特大(G)	大(L)	中(M)	小(S)
	2.0㎡以上	1.4㎡以上、2.0㎡未満	0.8㎡以上、1.4㎡未満	0.1㎡以上、0.8㎡未満
P(SS)	86,000円	57,000円	35,000円	12,000円
S	59,000円	39,000円	25,000円	8,000円
A	45,000円	30,000円	20,000円	6,000円

補助対象とならない例

《ドア*2に付くガラスのみの交換》



*2 本事業における「ドア」とは、建物の外皮部分にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具をいいます。

補 足

□ ガラス交換用、対象製品の種類について

ガラスの対象製品は、交換方法により以下の3つに分けられます。
対象製品の「グレードコード」によりガラスの性能が表示されており、既存サッシとの組み合わせにより、窓の性能区分が決まります。
サッシの性能は高い順に「木製・樹脂製」>「金属とその他素材との複合」>「金属製」です。

<p>汎用ガラス</p>	<p>一般的なガラス交換用の製品で、既存のサッシのサイズに加工し、取付を行います。 いずれの既存サッシとも組み合わせることができます。</p> <table border="1" data-bbox="394 498 1356 595"> <thead> <tr> <th colspan="15">グレードコード</th> </tr> <tr> <td colspan="14">高</td> <td>低</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GS</td><td>GA</td><td>GA2</td><td>GB</td><td>GC</td><td>GD</td><td>GE</td><td>GF</td><td>GG</td><td>GH</td><td>GI</td><td>GJ</td><td>GK</td><td>GL</td><td>R6</td> </tr> </tbody> </table>	グレードコード															高														低	GS	GA	GA2	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL	R6
グレードコード																																														
高														低																																
GS	GA	GA2	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL	R6																																
<p>リフォーム専用ガラス</p>	<p>既存の「金属製」サッシに付属する単層(1枚)ガラスを、複層ガラスに交換する製品です。 アタッチメントが付いた製品や薄型の複層ガラス製品があり、交換が容易です。</p> <table border="1" data-bbox="394 689 777 786"> <thead> <tr> <th colspan="6">グレードコード</th> </tr> <tr> <td colspan="5">高</td> <td>低</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td> </tr> </tbody> </table>	グレードコード						高					低	R1	R2	R3	R4	R5	R6																											
グレードコード																																														
高					低																																									
R1	R2	R3	R4	R5	R6																																									
<p>二重窓 リフォーム品</p>	<p>既存の二重窓(内窓と外窓がある状態)のどちらかのガラスを交換する製品です。 いずれの既存サッシとも組み合わせることができます。</p> <table border="1" data-bbox="394 879 969 976"> <thead> <tr> <th colspan="9">グレードコード</th> </tr> <tr> <td colspan="8">高</td> <td>低</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>WA</td><td>WB</td><td>W1</td><td>W2</td><td>W3</td><td>W4</td><td>W5</td><td>W6</td><td>R6</td> </tr> </tbody> </table>	グレードコード									高								低	WA	WB	W1	W2	W3	W4	W5	W6	R6																		
グレードコード																																														
高								低																																						
WA	WB	W1	W2	W3	W4	W5	W6	R6																																						

3-4 内窓設置

本事業における「内窓設置」とは、既存窓の内側に内窓を新設する、または既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換する工事をいいます。

ただし、**外皮部分*1**に位置する**既存外窓(ドア)**の**開口面*2**から**屋内側へ50cm以内**に**平行に設置するもの**に限ります。

非住宅建築物の延床面積、性能区分とサイズ*3に応じた、1製品あたりの補助額は下表のとおりです。

*1「外皮部分」とは、外壁ライン上にある熱的境界をいいます。

*2「開口面」とは、外窓(複数のサッシで構成された出窓を含む)やドアを設置するために外壁に空けられた開口に対して、周囲の壁面を延長してできる面をいいます。

*3 窓1箇所あたりの面積。対象製品として登録(性能証明書に記載)されたサイズに準じます。

延床面積240㎡以下

性能区分	サイズ*3			
	特大(G) 4.0㎡以上	大(L) 2.8㎡以上、4.0㎡未満	中(M) 1.6㎡以上、2.8㎡未満	小(S) 0.2㎡以上、1.6㎡未満
P(SS)	140,000円	89,000円	58,000円	36,000円
S	76,000円	52,000円	34,000円	22,000円
A	本事業の内窓においては、補助対象になりません			

延床面積240㎡超 / 3階建以下

延床面積240㎡超 / 4階建以上

性能区分	サイズ*3			
	特大(G) 4.0㎡以上	大(L) 2.8㎡以上、4.0㎡未満	中(M) 1.6㎡以上、2.8㎡未満	小(S) 0.2㎡以上、1.6㎡未満
P(SS)	152,000円	98,000円	64,000円	40,000円
S	83,000円	57,000円	37,000円	24,000円
A	本事業の内窓においては、補助対象になりません			

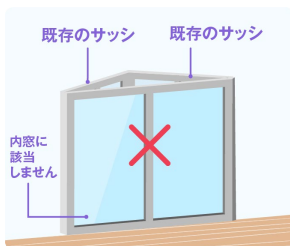
補 足

ドアに対する内窓の設置および交換について

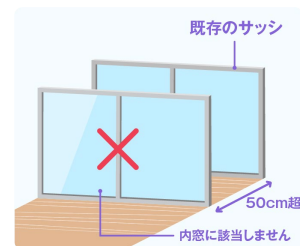
他の窓の工事と同一の契約であり、同時に申請する場合のみ、本事業の補助対象となります。

補助対象とならない内窓の例

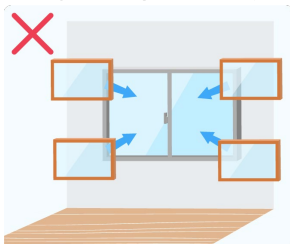
≪開口面と**平行**に設置しない内窓≫



≪開口面から**50cmを超えて**設置する内窓≫



≪既存の外窓1つに対して新たに**3つ以上**設置する内窓≫



※以下に該当する場合は3つ以上の内窓の設置は可とします。


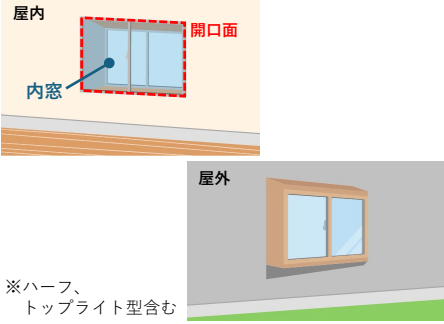

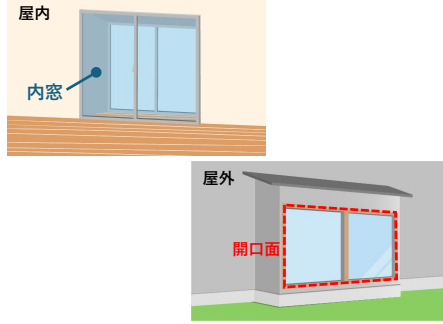

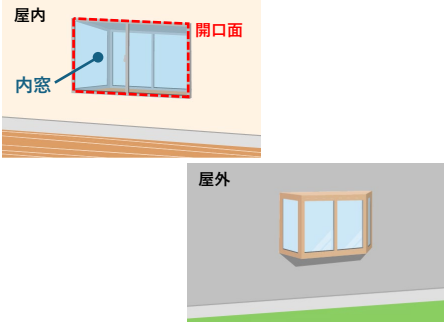

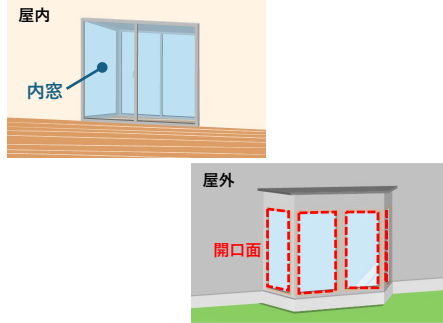

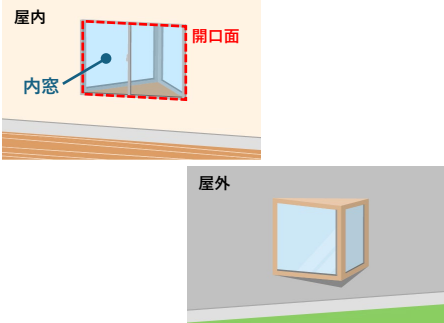

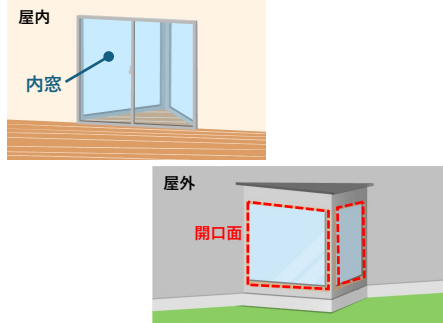

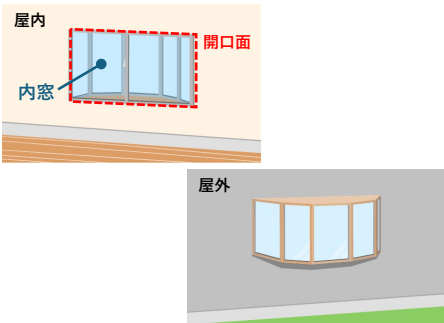

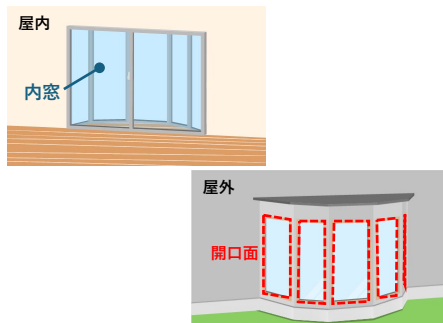
- ◆ 既存の外窓のガラス面と同数の内窓を設置する場合
(ルーバー窓は連動するガラス全体を1面とする)
- ◆ 内窓の強度の制約から既存の外窓と同じ大きさの内窓設置ができず、やむを得ず最低限に分割する場合
(必要に応じて、製品メーカーのカタログ等の提出を求めます)

※次ページへ続く

出窓の取り付け部に設置する内窓の取り扱いについて

出窓に内窓を設置する場合、**出窓の形状や躯体の状況により、補助対象にならない場合があります。**
代表的な事例について補助対象となるかどうかを以下に示しますので、参考にしてください。

※ 開口面(屋内側の面)から50cm以内に設置しない場合は、形状にかかわらず補助対象となりませんので、ご注意ください。

出窓の形状	出窓部分がサッシのみで構成された出窓の例(腰高窓に多い)		躯体が張り出した出窓の例(掃出し窓に多い)	
	補助対象	イメージ ※開口面は出窓の取り付け部分	補助対象	イメージ ※開口面は既存の外窓部分
角型	 * 1	 <p>※ハーフ、トップライト型含む</p>	 * 2	
角型 ※側面に窓がある	 * 1		 * 3	
三角	 * 1		 * 3	
弓型	 * 1		 * 3	

- * 1 出窓部分がサッシであり、開口面は屋内の壁と平行となります。このため、図のように屋内の壁と平行に内窓を設置する場合、開口面とも平行になり補助対象となります。
- * 2 出窓部分が躯体であり、開口面は外壁と平行(≒外窓のガラス面)となります。この場合、外窓と屋内の壁は平行であるため、図のように屋内の壁と平行に設置する内窓は、開口面(≒外窓)とも平行になり補助対象となります。
- * 3 出窓部分が躯体であり、開口面は外壁と平行(≒外窓のガラス面)となります。いずれの場合も、外窓は屋内の壁と平行とならないため、図のように屋内の壁と平行に設置する内窓は、開口面(≒外窓)とも(一部を除き)平行とならないことから、補助対象となりません。

3-5 外窓交換(カバー工法)

本事業における「外窓」とは、建物の外皮部分*1にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できない建具をいいます。

なお、「カバー工法」とは、既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいいます。

非住宅建築物の延床面積、階数、性能区分とサイズ*2に応じた、1製品あたりの補助額は下表のとおりです。

*1 「外皮部分」とは、外壁ライン上にある熱的境界をいいます。

*2 窓1箇所あたりの面積。対象製品として登録(性能証明書に記載)されたサイズに準じます。

延床面積240㎡以下

延床面積240㎡超 / 3階建以下

性能区分	サイズ*2			
	特大(G)	大(L)	中(M)	小(S)
	4.0㎡以上	2.8㎡以上、4.0㎡未満	1.6㎡以上、2.8㎡未満	0.2㎡以上、1.6㎡未満
P(SS)	239,000円	188,000円	138,000円	89,000円
S	156,000円	124,000円	92,000円	60,000円
A	116,000円	88,000円	66,000円	41,000円

延床面積240㎡超 / 4階建以上

性能区分	サイズ*2			
	特大(G)	大(L)	中(M)	小(S)
	4.0㎡以上	2.8㎡以上、4.0㎡未満	1.6㎡以上、2.8㎡未満	0.2㎡以上、1.6㎡未満
P(SS)	302,000円	229,000円	156,000円	92,000円
S	202,000円	153,000円	104,000円	62,000円
A	174,000円	133,000円	92,000円	54,000円

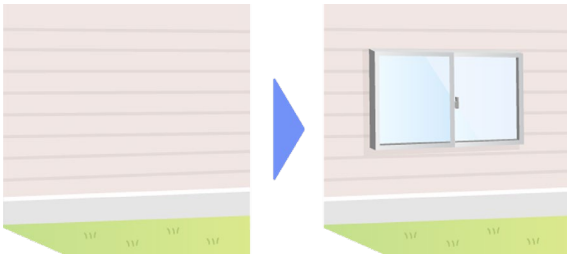
※次ページへ続く

補助対象とならない外窓の例

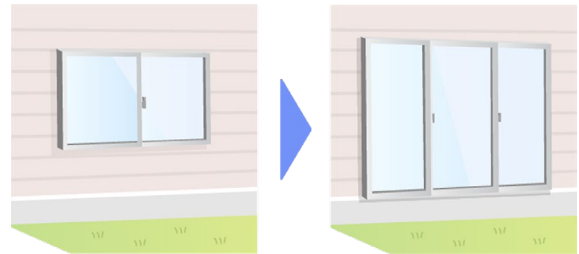
《外皮部分*1に設置しない外窓》



《外壁等に新たに開口部を設けて設置》

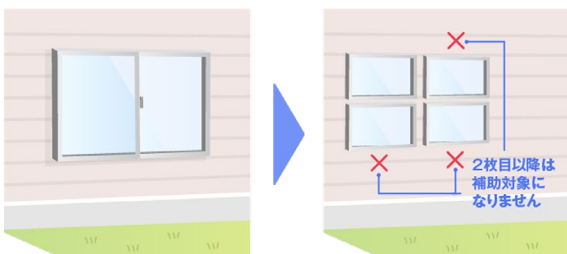


《既存の開口部を拡張して設置》

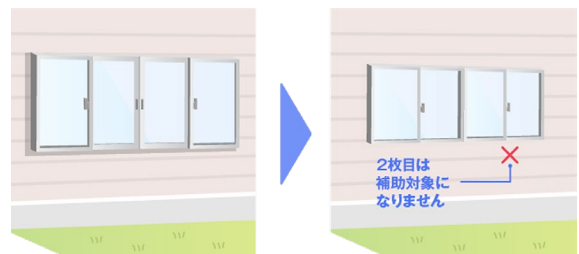


《交換前のサッシの数より多く製品*2を設置*3》

●引違い窓2枚建(1製品) → FIX窓(4製品)



●引違い窓4枚建(1製品) → 引違い窓2枚建(2製品)



*1 外壁ライン上にある熱的境界をいいます。

*2 製品数は性能証明書の発行枚数で確認します。

*3 交換工事前のサッシ数を上回る数のサッシ数の外窓を設置する場合は、該当のサッシは補助対象になりません。
(既存サッシと同数までが補助対象となります)

ただし、製品の強度の制約から交換前の製品と同じ大きさのものを設置できず、やむを得ず最低限に分割して製品を設置する場合は、設置した製品分を補助対象とします。(必要に応じて、製品メーカーのカタログ等の提出を求めます)

補 足

□ メーカーが保証しない工法による取り付けについて

外窓は、メーカーが保証する工法により、設置してください。
はつり工法専用製品を、既存サッシに対して独自の金具(アタッチメント)等を使用し、カバー工法で取り付けした場合、強度や断熱性能を損なうことがあります。
その場合、本事業の補助対象になりません。(カバー工法専用製品を、はつり工法で取り付ける場合も同様です)

3-6 外窓交換(はつり工法)

本事業における「外窓」とは、建物の外皮部分*1にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できない建具をいいます。

なお、「はつり工法」とは、既存窓のガラスおよび窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事をいいます。

非住宅建築物の延床面積、階数、性能区分とサイズ*2に応じた、1製品あたりの補助額は下表のとおりです。

*1 「外皮部分」とは、外壁ライン上にある熱的境界をいいます。

*2 窓1箇所あたりの面積。対象製品として登録(性能証明書に記載)されたサイズに準じます。

延床面積240㎡以下

延床面積240㎡超 / 3階建以下

性能区分	サイズ*2			
	特大(G)	大(L)	中(M)	小(S)
	4.0㎡以上	2.8㎡以上、4.0㎡未満	1.6㎡以上、2.8㎡未満	0.2㎡以上、1.6㎡未満
P(SS)	194,000円	149,000円	110,000円	69,000円
S	117,000円	92,000円	68,000円	44,000円
A	86,000円	63,000円	48,000円	29,000円

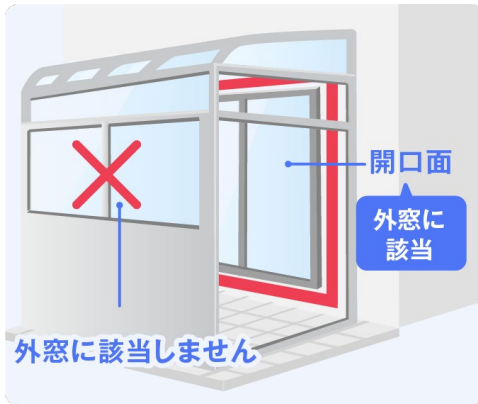
延床面積240㎡超 / 4階建以上

性能区分	サイズ*2			
	特大(G)	大(L)	中(M)	小(S)
	4.0㎡以上	2.8㎡以上、4.0㎡未満	1.6㎡以上、2.8㎡未満	0.2㎡以上、1.6㎡未満
P(SS)	302,000円	229,000円	156,000円	92,000円
S	202,000円	153,000円	104,000円	62,000円
A	174,000円	133,000円	92,000円	54,000円

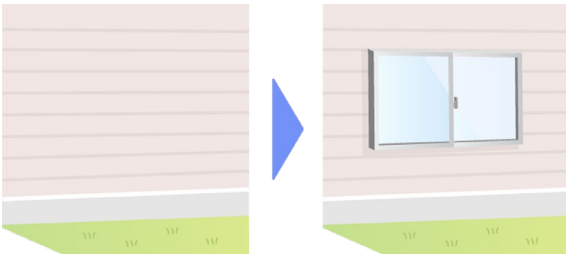
※次ページへ続く

補助対象とならない外窓の例

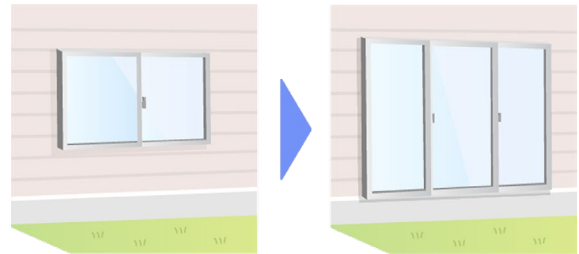
《外皮部分*1に設置しない外窓》



《外壁等に新たに開口部を設けて設置》

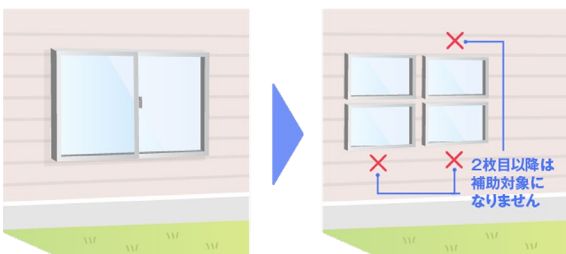


《既存の開口部を拡張して設置》

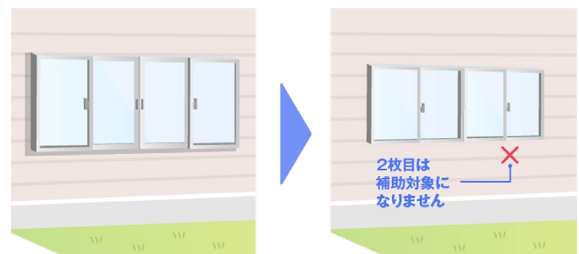


《交換前のサッシの数より多く製品*2を設置*3》

●引違い窓2枚建(1製品) → FIX窓(4製品)



●引違い窓4枚建(1製品) → 引違い窓2枚建(2製品)



*1 外壁ライン上にある熱的境界をいいます。

*2 製品数は性能証明書の発行枚数で確認します。

*3 交換工事前のサッシ数を上回る数のサッシ数の外窓を設置する場合は、該当のサッシは補助対象になりません。
(既存サッシと同数までが補助対象となります)

ただし、製品の強度の制約から交換前の製品と同じ大きさのものを設置できず、やむを得ず最低限に分割して製品を設置する場合は、設置した製品分を補助対象とします。(必要に応じて、製品メーカーのカタログ等の提出を求めます)

補 足

□ メーカーが保証しない工法による取り付けについて

外窓は、メーカーが保証する工法により、設置してください。
はつり工法専用製品を、既存サッシに対して独自の金具(アタッチメント)等を使用し、カバー工法で取り付けした場合、強度や断熱性能を損なうことがあります。
その場合、本事業の補助対象になりません。(カバー工法専用製品を、はつり工法で取り付ける場合も同様です)

3-7 ドア交換(カバー工法)

◆ドア交換は、窓の工事と同一の契約であり、同時に申請する場合のみ
本事業の補助対象となります

本事業における「ドア」とは、建物の外皮部分*1にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具をいいます。

なお、「カバー工法」とは、既存ドアについて枠を残して取り除き、既存枠の上から新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事をいいます。

非住宅建築物の延床面積、階数、性能区分とサイズ*2に応じた、1製品あたりの補助額は下表のとおりです。

*1「外皮部分」とは、外壁ライン上にある熱的境界をいいます。

*2 ドア1箇所あたりの面積。対象製品として登録(性能証明書に記載)されたサイズに準じます。

延床面積240㎡以下

延床面積240㎡超 / 3階建以下

性能区分	サイズ*2			
	特大(G)	大(L)	中(M)	小(S)
	4.0㎡以上	2.8㎡以上、4.0㎡未満	1.6㎡以上、2.8㎡未満	1.0㎡以上、1.6㎡未満
P(SS)	239,000円	188,000円	138,000円	89,000円
S	156,000円	124,000円	92,000円	60,000円
A	116,000円	88,000円	66,000円	41,000円

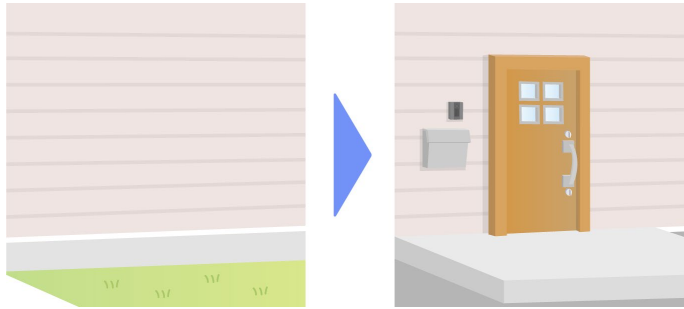
延床面積240㎡超 / 4階建以上

性能区分	サイズ*2			
	特大(G)	大(L)	中(M)	小(S)
	4.0㎡以上	2.8㎡以上、4.0㎡未満	1.6㎡以上、2.8㎡未満	1.0㎡以上、1.6㎡未満
P(SS)	302,000円	229,000円	156,000円	92,000円
S	202,000円	153,000円	104,000円	62,000円
A	174,000円	133,000円	92,000円	54,000円

※次ページへ続く

補助対象とならないドアの例

《外壁等に新たに開口部を設けて設置するドア*1*2》



- *1 製品数は性能証明書の発行枚数で確認します。
- *2 交換工事前の数を上回る数のドアを設置する場合は、該当のドアは補助対象になりません。
(既存数と同数までが補助対象となります)

補 足

- **サイズ区分における、ドアの大きさについて**
引戸・開戸に応じて、性能証明書に記載されているサイズ区分を右記【サイズ(特大・大・中・小)】に読み替えます。

サイズ区分	引戸		開戸	
	面積	サイズ	面積	サイズ
5	4.0㎡以上	特大	4.0㎡以上	特大
4	3.0㎡以上	大	2.8㎡以上	大
	4.0㎡未満		4.0㎡未満	
3	2.8㎡以上	中	1.8㎡以上	中
	3.0㎡未満		2.8㎡未満	
2	1.6㎡以上	中	1.6㎡以上	中
	2.8㎡未満		1.8㎡未満	
1	1.0㎡以上	小	1.0㎡以上	小
	1.6㎡未満		1.6㎡未満	

- **メーカーが保証しない工法による取り付けについて**
ドアは、メーカーが保証する工法により、設置してください。
はつり工法専用製品を、既存サッシに対して独自の金具(アタッチメント)等を使用し、カバー工法で取り付けした場合、強度や断熱性能を損なうことがあります。
その場合、本事業の補助対象になりません。(カバー工法専用製品を、はつり工法で取り付ける場合も同様です)

3-8 ドア交換(はつり工法)

◆ドア交換は、窓の工事と同一の契約であり、同時に申請する場合のみ
本事業の補助対象となります

本事業における「ドア」とは、建物の外皮部分*1にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具をいいます。

なお、「はつり工法」とは、既存ドアを枠ごと取り外し、新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事をいいます。

非住宅建築物の延床面積、階数、性能区分とサイズ*2に応じた、1製品あたりの補助額は下表のとおりです。

*1「外皮部分」とは、外壁ライン上にある熱的境界をいいます。

*2 ドア1箇所あたりの面積。対象製品として登録(性能証明書に記載)されたサイズに準じます。

延床面積240㎡以下

延床面積240㎡超 / 3階建以下

性能区分	サイズ*2			
	特大(G)	大(L)	中(M)	小(S)
	4.0㎡以上	2.8㎡以上、4.0㎡未満	1.6㎡以上、2.8㎡未満	1.0㎡以上、1.6㎡未満
P(SS)	194,000円	149,000円	110,000円	69,000円
S	117,000円	92,000円	68,000円	44,000円
A	86,000円	63,000円	48,000円	29,000円

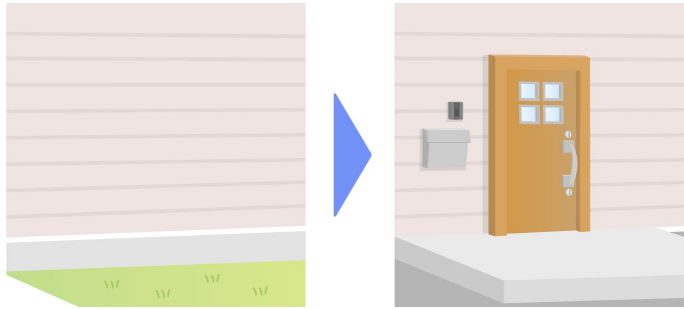
延床面積240㎡超 / 4階建以上

性能区分	サイズ*2			
	特大(G)	大(L)	中(M)	小(S)
	4.0㎡以上	2.8㎡以上、4.0㎡未満	1.6㎡以上、2.8㎡未満	1.0㎡以上、1.6㎡未満
P(SS)	302,000円	229,000円	156,000円	92,000円
S	202,000円	153,000円	104,000円	62,000円
A	174,000円	133,000円	92,000円	54,000円

※次ページへ続く

補助対象とならないドアの例

《外壁等に新たに開口部を設けて設置するドア*1*2》



- *1 製品数は性能証明書の発行枚数で確認します。
- *2 交換工事前の数を上回る数のドアを設置する場合は、該当のドアは補助対象になりません。
(既存数と同数までが補助対象となります)

補 足

- **サイズ区分における、ドアの大きさについて**
引戸・開戸に応じて、性能証明書に記載されているサイズ区分を右記【サイズ(特大・大・中・小)】に読み替えます。

サイズ区分	引戸		開戸	
	面積	サイズ	面積	サイズ
5	4.0㎡以上	特大	4.0㎡以上	特大
4	3.0㎡以上	大	2.8㎡以上	大
	4.0㎡未満		4.0㎡未満	
3	2.8㎡以上	中	1.8㎡以上	中
	3.0㎡未満		2.8㎡未満	
2	1.6㎡以上	中	1.6㎡以上	中
	2.8㎡未満		1.8㎡未満	
1	1.0㎡以上	小	1.0㎡以上	小
	1.6㎡未満		1.6㎡未満	

- **メーカーが保証しない工法による取り付けについて**
ドアは、メーカーが保証する工法により、設置してください。
はつり工法専用製品を、既存サッシに対して独自の金具(アタッチメント)等を使用し、カバー工法で取り付けした場合、強度や断熱性能を損なうことがあります。
その場合、本事業の補助対象になりません。(カバー工法専用製品を、はつり工法で取り付ける場合も同様です)



先進的窓リノベ
2026事業

非住宅

リフォーム工事

第4章 申請手続きの詳細

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。

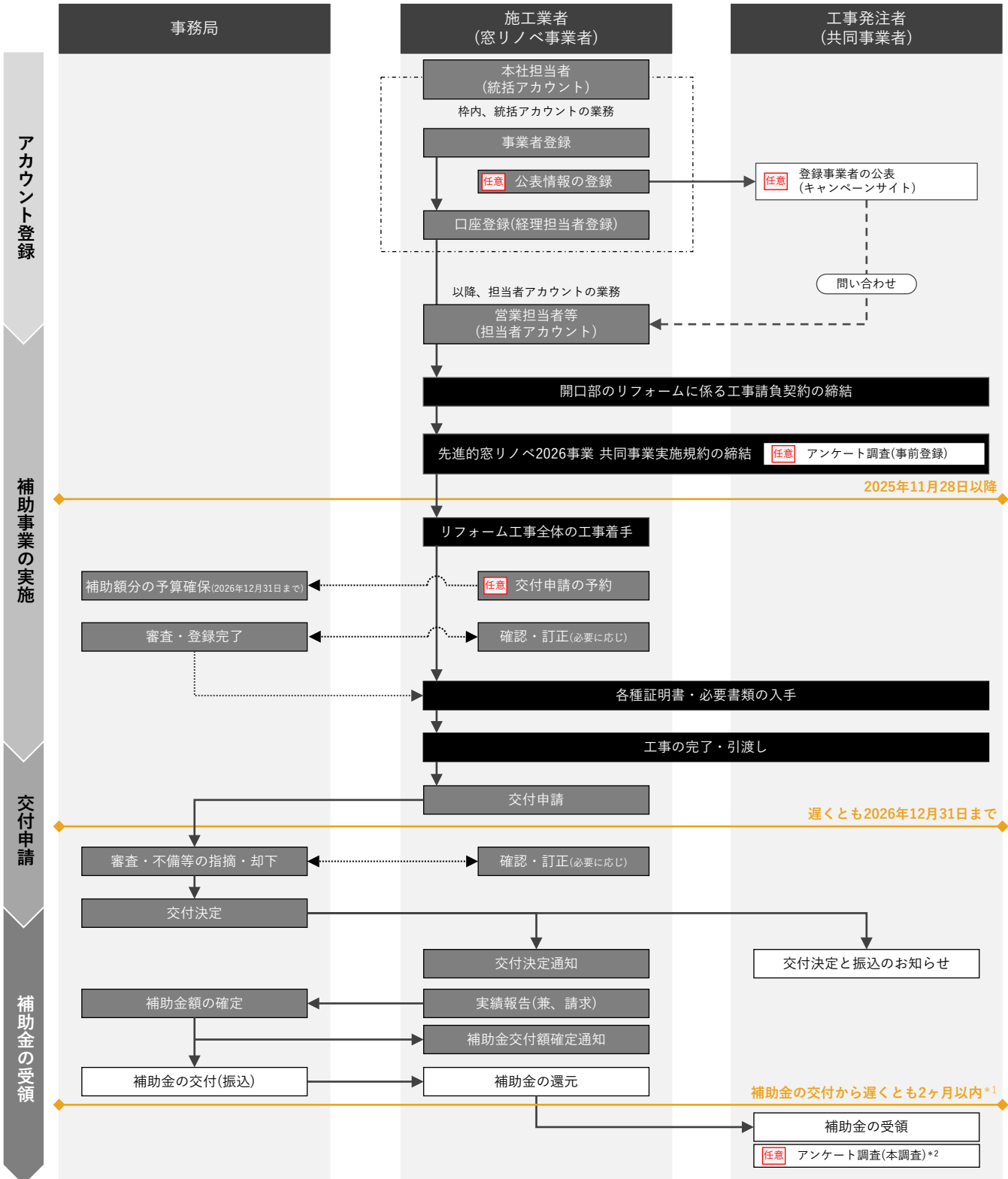
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

4-1 申請手続きの流れ

本事業の交付申請にあたり、本ポータルアカウント発行から補助金の交付までの手続きの流れは、以下のとおりです。本章では、交付申請の予約および交付申請に係る手続きを中心に解説を行います。

(以下は申請手続きの一例です)

凡例： 対象建築物 本ポータル内 本ポータル外



*1 補助金の還元方法が「現金で支払う方法」の場合のみ

*2 実施時期は、断熱窓への改修から概ね1年が経過した時点を予定

4-2 住宅省エネポータルについて

本事業の交付申請等のすべての手続きは、リフォーム工事を行う窓リノベ事業者が、事務局が提供するWEBシステム「住宅省エネポータル」上で行います。工事発注者(共同事業者)の方が、自身で手続きを行うことはできません。

4-3 アカウントについて

本ポータルの利用にあたっては、本キャンペーンのホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。

以下①～③の内容を理解し、アカウントの取得を行ってください。

①アカウントの種類

本ポータルには、異なる機能を有する「統括アカウント」と「担当者アカウント」の2種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。なお、統括アカウントは、事業者ごとに1アカウントのみ取得し、利用してください。(事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります)

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ	住宅省エネ2025 キャンペーンから継続して 参加する事業者	新規事業者
統括 アカウント	本事業の参加登録(事業者登録)を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 本社の管理部門等の担当者が取得し、利用してください。 (1事業者1アカウントのみ)	アカウント自動発行*1 (新規発行は不要)	2026年3月10日 登録開始
担当者 アカウント	交付申請の登録を行うためのアカウント。 消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、 利用してください。(アカウント数に制限はありません)	新規でアカウント発行依頼 を行ってください (自動発行はされません)	2026年3月24日 登録開始

*1 「住宅省エネ2025キャンペーン」から継続参加している事業者の統括アカウントは、2026年3月5日より順次登録メールアドレスに対して自動発行されています。(新規アカウントで発行依頼を行うと、継続参加の扱いになりませんので、ご注意ください)

②各アカウントの機能

それぞれのアカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。

機能	統括アカウント		担当者アカウント	
事業者登録	登録可	登録申請書(要押印)、印鑑証明書等を提出	×	—
各事業への 参加申告	登録可	書類等は不要	×	統括アカウントの参加事業を利用
公表情報	登録可	公表を希望する場合	×	—
交付申請 (予約を含む)	アカウントの連携が必要			
	×	各担当者アカウントの進捗は管理可	登録可	複数登録可
補助金振込口座	登録可	支店単位等、複数登録可	×	統括アカウントが登録した口座を選択
入金管理	すべての 交付申請	口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付	自身が 担当している	— 交付申請のみ

③アカウントの連携

担当者アカウントから交付申請の登録を行うためには、事業者登録が完了した統括アカウントと結びつける「アカウント連携」が必要になります。

アカウント連携は、統括アカウントに発行される「登録事業者番号」と「連携用パスコード」を担当者アカウントが本ポータル上で入力することで完了します。

パスコードは外部に漏れないよう、管理を行ってください。

4-4 事業者登録の手順

以下①②の手続きを順に行うことで、事業者登録を行うことができます。
いずれも本ポータル上で行います。

交付申請(予約を含む)は、事業者登録が完了し、担当者アカウントとの連携後に行うことができます。

①住宅省エネ支援事業者の登録申請

本キャンペーンの登録事業者である「住宅省エネ支援事業者」への登録を申請します。
手続きは、統括アカウントの利用者が、本ポータル上で行い、以下の書類の提出が必要です。

書類名称	スキャン	備考
住宅省エネ支援事業者登録申請書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆本ポータルに必要情報を登録後、出力できます。 ◆代表者による押印が必要です。 ◆すべての事業者が提出します。
印鑑証明書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆管轄の法務局で入手します。 ◆登録申請書と印影を照合します。 ◆住宅省エネ2025キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。
(法人の場合のみ) 法人の登記事項証明書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆現在事項が確認できる必要があります*1。 ◆住宅省エネ2025キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。

*1 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

②先進的窓リノベ2026事業に対する参加申告

担当者アカウントの利用者が本事業の交付申請を行うためには、
統括アカウントの利用者が本ポータルから本事業への参加申告を行う必要があります。
原則、参加申告により、窓リノベ事業者としての登録は完了します。(書類提出は不要です)

補 足

□ 本事業への事業者登録の停止

窓リノベ事業者として登録された後であっても、除外要件(1-8、1-9参照)に該当する場合や、本事業の事業者登録規約に反した場合、事務局は事業者登録の停止を行うことができます。

事業者登録の停止を受けた場合、本事業の交付申請を行うことはできません。

なお、事業途中で登録停止が解除された場合においても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

4-5 工事請負契約の締結

施工業者(窓リノベ事業者)と工事発注者(共同事業者)は、本事業の対象製品を利用したリフォーム工事について、工事請負契約を締結します。

※ **工事金額の多寡によらず工事請負契約の締結は、事業者の義務です。(建設業法 第19条1項)**
工事前後のトラブルを避けるためにも、必ず契約を締結してください。

第4章 申請手続きの詳細

4-6 共同事業実施規約の締結

本事業はリフォームの工事発注者(共同事業者)への補助金の還元を前提として、施工業者(窓リノベ事業者)が、交付申請等の手続きおよび補助金の受取りを代表して行います。事務局指定の「先進的窓リノベ2026事業 共同事業実施規約」(様式3)は、本事業の利用にあたり両者間で予め確認すべきことを規定しています。

交付申請(予約を含む)にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要になります。

締結の際は、特に以下の点に留意してください。

- ◆ 交付規程等に記載されている要件等の確認
- ◆ 補助金の還元方法・還元時期
- ◆ 申請ができない場合等の取り決め
- ◆ 申請手続きに係る事務手数料の有無
- ◆ 共同事業者への省エネ効果に関する情報提供や説明
- ◆ ZEBに関する表明(申請する補助額が100万円を超える場合)
- ◆ アンケート調査(任意)の説明

「共同事業実施規約のイメージ」

(1枚目)

(2枚目)

先進的窓リノベ2026事業事務局 設

先進的窓リノベ2026事業 共同事業実施規約

先進的窓リノベ2026事業(以下、「本事業」という。))に係る補助金(以下、「本補助金」という。))の交付を受けるため、甲(窓リノベ事業者)として登録を受けた施工業者(以下、「本申請者」という。))と乙(リフォーム工事の発注者)とが、本規約(以下、「本規約」という。))に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認します。

第1条(要件等の確認)

甲及び乙は、本補助金の交付規程及び引当額(以下、「交付規程等」という。))をよく参照し、交付対象の物件に適合することを確認し、甲及び乙は、本規約に同意し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、以下の①から④に該当する事項について、了する。

- ① 本補助金の交付申請が定く進められ、本補助金の交付が完了した場合は、本補助金の交付を受けられないこと。
- ② 本補助金の交付申請が完了したにもかかわらず、本補助金の交付が完了しない場合があること。
- ③ 甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了したにもかかわらず、本補助金の交付が完了しない場合があること。
- ④ 甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了したにもかかわらず、本補助金の交付が完了しない場合があること。

第2条(申請)

甲及び乙は、以下の①及び②に該当しないことを互いに申告する。なお、①及び②に該当する場合は、本規約に従って、本補助金の交付申請を行うこととする。

- ① 甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了したにもかかわらず、本補助金の交付が完了しない場合があること。
- ② 甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了したにもかかわらず、本補助金の交付が完了しない場合があること。

第3条(申請)

甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了したにもかかわらず、本補助金の交付が完了しない場合があること。

第4条(本補助金の交付)

甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了したにもかかわらず、本補助金の交付が完了しない場合があること。

第5条(本規約の解除)

甲及び乙は、本規約に同意し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、届け出ます。

先進的窓リノベ2026事業 (様式3)

第6条(本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

甲及び乙は、以下の①から④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない。又は交付を受けられない等の場合に付する損失等をその責の範囲を明らかにして負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。

- ① 交付申請が完了し、交付申請が完了したにもかかわらず、本補助金の交付が完了しない場合があること。
- ② 甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了したにもかかわらず、本補助金の交付が完了しない場合があること。
- ③ 甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了したにもかかわらず、本補助金の交付が完了しない場合があること。
- ④ 甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了したにもかかわらず、本補助金の交付が完了しない場合があること。

第7条(補助金の返還等)

第1条第2項において補助金の交付を受けることができなかった場合、本事業開始後、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付申請が完了し、交付済み補助金について、返還を要する。

- 1 甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに申請を提出し、返還申請を提出するものとする。
- 2 甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けた場合、第4条第1項に定める本補助金の返還命令等、第4条第2項に定める本補助金の返還命令等、その他の甲及び乙、並びに第三者と関係が生じた場合、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び費用を負担するものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

2026年3月期定

甲及び乙は、本書を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

交付申請にあたり両者が確認する事項

【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が入印すること。(各事項において「は」に印がない、又は入印がない場合は変更されません。)

1 交付された補助金の還元方法

① 手数料・その他の諸経費の請求なし

② 手数料の請求あり(補助金が交付された場合) 金額()円

③ 手数料の請求あり(補助金が交付されない場合も含む) 金額()円

※手数料請求事項は、本規約第11条に規定されています。

【任意】その他諸経費 手数料以外に【乙】が負担する費用が別記記載すること。(例: 振込手数料)

2 省エネ効果の情報提供

① 【甲】から、省エネ効果(断熱性能)及び「ZEB」(省エネ率)について説明を受けた。

② 【甲】から、省エネ効果(断熱性能)及び「ZEB」(省エネ率)について説明を受けた。

3 交付申請の対象となる建物の用途によってはこちらのいずれかに印してください

① 【甲】から、省エネ効果(断熱性能)及び「ZEB」(省エネ率)について説明を受けた。

② 【甲】から、省エネ効果(断熱性能)及び「ZEB」(省エネ率)について説明を受けた。

4 建築物省エネ法に基づく省エネ目標レベル

① 配布の取り決めが不要で、説明のみで済みます。ZEBよりZEB+1がおすすめです。ZEB+1は、断熱性能がZEBよりも高くなります。

② 建築物省エネ法に基づく省エネ目標レベル(省エネ率)についてはこちら

5 配布の取り決めが不要で、説明のみで済みます。ZEBよりZEB+1がおすすめです。ZEB+1は、断熱性能がZEBよりも高くなります。

6 断熱性能がZEBよりも高くなる場合は、ZEB+1がおすすめです。ZEB+1は、断熱性能がZEBよりも高くなります。

7 【甲】は、定期的な当該建物のZEB改修又は更なる省エネ改修を検討するとともに、当該建物の運用時には設備の適切な運用(エネマネ)を行うこととする。

締結日 令和 8 年 ● 月 ● 日

【甲】補助事業者(工事発注者)* 氏名

事業者名 窓リノベ株式会社

代表者 工事 一郎 住外密印

住所 〒100-xxxx 東京都千代田区△△町1-1-1

【乙】共同事業者(工事発注者)* 氏名

代表者 注文 太郎 印

住所 〒100-xxxx 東京都港区△△町1-1-1

契約の締結は、同じ署名及び押印(法人は法人印、個人事業者は実印)にて行います。

* 本規約に署名する者の代表者は、必ず、甲の代表取締役である必要はありません。

* 本規約に署名する者の代表者は、必ず、甲の代表取締役である必要はありません。

※ 本事業のホームページよりダウンロードできます。
※ 書類の作成方法については、P46参照

【アンケート調査】(任意)

本事業を利用して窓の改修を行った方を対象に、断熱窓への改修効果に関するアンケート調査(WEBアンケート)へのご協力をお願いしています。(詳細は、共同事業実施規約の別紙2を参照ください)アンケート調査は、事前登録と本調査の2段階あります。

アンケート調査の詳細はP63を参照ください。

4-7 工事の着手

工事の着手とは、締結した工事請負契約に含まれる最初の工事に着手することをいいます。
(補助対象である窓の工事に限定しません)

2025年11月28日以降に着手した場合に補助の対象となります。

補 足

- **工事着手にあたらないもの**
現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲い、現場事務所の建設は工事着手にあたりません。

4-8 交付申請の予約 任意

補助金の交付が見込まれるリフォーム工事に着手した場合、交付申請の予約を行うことができます。
交付申請の予約を行った場合、予約の有効期間内については、予算*1が確保されます。
交付申請の予約は、担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。
交付申請の予約は任意であり、申請期間内に交付申請する場合、必ずしも予約を行う必要はありません。
予算の執行状況を踏まえて、窓リノベ事業者の責任において判断してください。

*1 事務局が審査し、承認した補助金額が確保されます。(予約時に申告した補助金額を下回ることがあります)

①交付申請の予約受付期間：2026年6月30日～遅くとも2026年11月16日*2まで

*2 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、その終了日と同日となります。

②手続きの時期：リフォームに用いる対象製品(製品型番)が決定し、契約工事全体のうち最初の工事に着手した以降

※交付申請の予約は、担当者アカウントから本ポータル上で行います。
登録にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。
※予約の完了はあくまでも工事着手から交付申請までの期間に予算の確保をするだけのものであり、
交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金は交付されません。

補 足

- **予約後の交付申請**
交付申請の予約を行った補助事業については、事務局の予約の審査が完了した後に交付申請を行うことができます。
事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください。
- **予約後の交付申請額**
交付申請の予約を行っている場合、交付申請において予約時の補助金額を超える交付申請額を申告することはできません。
- **予約後の申請内容の変更について**
予約後は工事内容を追加して交付申請を行うことはできませんが、一部工事の取りやめ、設置する製品(型番)の変更は可能です。
ただし、変更後の申請内容が本事業の要件を満たしている必要があります。また、予約時の補助金額を超える交付申請額を申告することはできません。

※次ページへ続く

③ 交付申請の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、以下のすべての書類を提出します。

書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

凡例：●=必須 ○=該当する場合に提出

書類名称	提出	スキャン	参照ページ
先進的窓リノベ2026事業 共同事業実施規約	●	白黒可	P46
工事請負契約書(原契約)	●	白黒可	P47～48
建物の不動産登記事項証明書	●	白黒可	P49～50
工事【前】写真(補助対象の箇所すべて)	●	カラー	P52～54
着工写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)	●	カラー	P55
工事発注者(法人の場合：担当者)の本人確認書類	●	白黒可	P56～57
《工事発注者が法人の場合》			
法人の実在確認ができる書類	○	白黒可	P58

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

※ **提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。** ご注意ください。

補 足

□ 工事着手と着工写真について

交付申請の予約にあたっては、補助対象であるすべての窓の工事【前】写真(各窓1枚ずつ)、および工事に着手したことが確認できる写真(1申請につき1枚)の提出が必要になります。着手する工事は、提出する工事請負契約に含まれる工事であれば、窓の工事に限りません。ただし、工事箇所に不可逆的な変化(工事の完了でも可)が確認できる写真とします。(写真の撮り方についてはP52～54を参照)

□ 工事着手に含まれない例

工事箇所に不可逆的な変化が確認できない場合は、着工写真と取り扱わず、予約が受理されないことがあります。以下に代表例を示します。

- (例) ◆クレセント等の部品の調整、または一時的に取り外した写真(契約書に記載がある場合を含む)
 ◆提出した窓の工事前と同じ状態の写真(画角違いを含む)
 ◆容易に移動できる物品(工具・脚立や障子・カーテン等)の設置、移動した写真
 ◆工事の準備にあたる資材搬入、足場の設置、現場の下見調査等の写真 等

※次ページへ続く

④ 予約の有効期間

「非住宅 / リフォーム工事」の交付申請の予約における有効期間は、

提出日によらず2026年12月31日までです。

有効期間を超過した予約は、交付申請ステータスによらず失効します。(事前の通知は行いません)

なお、以下の場合は、予約の有効期間を待たずに予約は失効となります。

- a) 提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した日
- b) 予約承認後、交付申請を提出した日*1

*1 予約後の交付申請により継続して予算は確保されますが、当該交付申請が却下または取り下げされた場合、予算は確保されなくなります。

⑤ 注意事項

- 同じ工事請負契約に基づく同一の工事内容について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 同一建築物に複数回のリフォーム工事を行った場合、補助上限の範囲内で複数回の交付申請(予約を含む)を行うことができます。
ただし、それぞれの交付申請(予約を含む)が本事業の要件を満たす必要があります。
- 既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。
- 事務局は、補助対象が重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 交付申請の予約から交付申請までに補助対象の建築物、共同事業者が変更になる場合、当該予約は無効となります。
要件を満たす場合、交付申請の予約受付期間内であれば、再度交付申請の予約を行うことができます。

4-9 工事の完了・引渡し

原則、締結した工事請負契約に含まれるすべての工事を完了し、引渡しを行います。

補 足

□ 工事完了について

本事業において工事完了とは、補助事業の対象工事が完了することをいいます。

工事完了に加え、工事発注者への引渡しの完了後にはじめて交付申請が可能となります。

なお、契約工事全体の工事が完了前であっても、補助事業の対象工事が完了し、工事発注者への引渡しが完了した場合は、当該建築物ごとに交付申請を行うことが可能です。

ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の精算を行ってください。

(必要に応じて、引渡証の提出を求めることがあります)

4-10 交付申請

リフォーム工事が完了した補助事業は、交付申請を行うことができます。
交付申請は、担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。
交付申請の作成にあたっては、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

①交付申請の受付期間：2026年6月30日～遅くとも2026年12月31日*1まで

*1 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。

※ 予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、補助額から減じて補助金を支払う場合があります。

②手続きの時期：リフォーム工事の完了・引渡し後

※ 本事業の工事完了・引渡しは、原則として契約工事全体の工事が完了し、工事発注者への引渡しが完了していることをいいます。工事完了に加え、発注者への引渡し後、はじめて交付申請が可能となります。

※ 契約工事全体の工事完了前であっても、補助事業の対象工事が完了し、発注者への引渡しが完了した場合は、当該建築物ごとに交付申請を行うことが可能です。
(補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の精算を行ってください)

③交付申請に必要な書類

交付申請には、以下のすべての書類を提出します。

書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

ただし、交付申請の予約を行っている場合、予約時に提出済みの書類の再提出は不要です。

凡例：●=必須 ○=該当する場合に提出

書類名称	提出	スキャン	参照ページ
先進的窓リノベ2026事業 共同事業実施規約	●	白黒可	P46
工事請負契約書(原契約)	●	白黒可	P47～48
建物の不動産登記事項証明書	●	白黒可	P49～50
設置した窓(ガラス)・ドアの性能証明書等	●	白黒可	P51
工事【前】写真(補助対象の箇所すべて)	●	カラー	P52～54
工事【後】写真(補助対象の箇所すべて)	●	カラー	P52～54
工事発注者(法人の場合：担当者)の本人確認書類	●	白黒可	P56～57
《工事発注者が法人の場合》			
法人の实在確認ができる書類	○	白黒可	P58

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

※ **提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となる場合があります。**ご注意ください。

※次ページへ続く

④注意事項

- 同じ工事請負契約に基づく同一の工事内容について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 同一建築物に複数回のリフォーム工事を行った場合、補助上限の範囲内で複数回の交付申請(予約を含む)を行うことができます。
ただし、それぞれの交付申請(予約を含む)が本事業の要件を満たす必要があります。
- 本事業は、補助事業に要する経費が、補助額を下回る場合、本事業の補助対象になりません。
交付申請にあたっては、「補助事業に要する経費」の申告が必要になります。
補助事業に要する経費は、本事業の補助対象になる窓(ガラス)・ドアの製品売価と当該製品の設置工事費の合計です。
- 既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。
- 事務局は、補助対象が重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 本事業の補助金の交付を受けた、または受けようとした場合、事務局が本事業の適正な実施のために行う調査(建築物への立ち入りを含む)に協力する義務があります。
協力を拒否した場合、補助金の交付申請の却下、交付決定の取り消し、支払済の補助金の返還請求、他の補助制度への交付申請の制限等の措置を受ける場合があります。
本調査等は、事務局が本事業の交付規程および事業者登録規約(先進的窓リノベ2026事業)等に基づいて行うものです。各規定において、本事業の交付を受けようとする、または受けた窓リノベ事業者は、本調査等に協力することが定められています。
日程調整等の共同事業者とのやり取りは補助事業者が行ってください。

補 足

□ **補助事業に要する工事費(補助事業に要する経費)に含まれる費用について**

本事業の窓のリフォーム工事費は①と②の合計です。

- ① 本事業の補助対象となる窓(ガラス・ドアを含む)本体の販売価格
- ② ①の設置工事費*1*2

以下の費用は工事費に含まれません。

- ◆窓(ガラス・ドアを含む)以外の設備の販売価格とその工事費
- ◆本事業の補助対象とならない窓(ガラス・ドアを含む)の販売価格とその工事費
- ◆消費税

*1 製品の販売価格に含まれる場合、0円とします。

*2 一般的に設置工事と不可分な費用については、含めて構いません。なお、一式で計上され、製品ごとに分割できない費用は、本事業の補助対象である窓の販売価格の合計金額とその他の製品の販売価格の合計金額との比率に応じて、按分してください。(個々費用を含めるか含めないかについては、各事業者にて判断願います)

4-11 交付決定

事務局は、交付要件を満たす補助事業に対し、交付申請後、申請内容に不備等がなければ1.5～2ヶ月程度で補助金の交付を決定し、

『交付決定通知書(様式4)』を本ポータルにて発行し、担当者アカウントの利用者にメールで通知します。

(工事発注者に対しても交付決定を通知する『交付決定と振込のお知らせ』を郵送します)

同時に保管用の『交付申請書(様式2)』が作成され、これらの書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

《交付決定通知書のイメージ》



補 足

□ 交付申請の取下げ

交付決定後、何らかの事情により必要になる場合には交付申請の取下げを申告できます。取下げを希望する場合は事務局の指示に従い、『取り下げ申請書(様式7)』を提出してください。(交付決定前の取下げについては、当該書類の提出は不要です。本ポータルから却下依頼を行うことができます)

ただし、本事業の交付決定を受けた交付申請を取り下げた場合、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。
補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。

4-12 実績報告(兼、請求)/ 補助金額の確定・交付(振込)

事務局は、交付決定を行った補助事業について、窓リノベ事業者の指定口座に振込を行います。
(当月20日頃までに交付決定を行った交付申請は、翌月末日振込予定)

補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合、交付決定通知書に記載された「取下期日」までに、交付決定の取下げを行う必要があります。交付決定の取下げが行われない場合は、補助事業の実績報告(兼、補助金の請求)がなされたものとして取り扱います。当該実績報告に基づき補助金を確定し、振込を行います。

窓リノベ事業者は、予め「共同事業実施規約」において両者で同意した方法により、共同事業者に還元します。

還元方法が「現金で支払う方法」の場合、窓リノベ事業者は補助金の交付から遅くとも2ヶ月以内に共同事業者への還元を完了することが必要です。

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで通知します。

(統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細を郵送します)

同時に保管用の『実績報告書(兼、請求書)』(様式5)および『交付額確定通知書』(様式6)が作成され、これらの書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

《実績報告書(兼、請求書)のイメージ》

先進的窓リノベ2026事業補助金 (様式5)

令和 年 月 日

先進的窓リノベ2026事業実施項目 〇〇

先進的窓リノベ2026事業補助金 実績報告書(兼、請求書)

本事業の交付期間及び交付申請の予定等に基づき、交付決定を受けた補助事業が完了したことを報告します。

また、先進的窓リノベ2026事業補助金は、本報告書に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、以下の期間内に交付予定等に基づき、当該額を先進的窓リノベ2026事業補助金の振込口座に振り込まれるものとします。

【補助事業】

補助事業名(書)	
補助事業名(個人事業主氏名)	
実施内容	
区	区
町	町
丁目	丁目
番	番
号	号

【交付事業】

区	区
町	町
丁目	丁目
番	番
号	号

【補助交付する補助事業】

交付決定番号	
交付決定日	
リフォーム対象	区
指定の所在地	
実施内容(区画)	区
(交付決定額)	円

【補助金の請求】

請求額	交付すべき補助金の額として、事務局が確定した額とする
支払	交付申請時に指定した銀行口座

【備考事項】 ※必ずご記入ください。一部個人記載欄も、併記してください。記入欄に書ききれない場合は裏面に記入してください。

《交付額確定通知書のイメージ》

先進的窓リノベ2026事業補助金 (様式6)

令和 年 月 日

先進的窓リノベ2026事業補助金 交付額確定通知書

先進的窓リノベ2026事業事務局

交付決定のあった先進的窓リノベ2026事業補助金は、本事業の交付権限及び交付申請の予定等に基づき、下記のとおり確定したものとします。

記

1. 補助金の交付対象となる事業及び内容は以下の補助金交付申請書と一致する。

交付申請書	
交付決定番号	
交付決定日	
交付決定額	円
補助金支払額	
リフォーム対象	区
指定の所在地	

2. 「1」中の補助事業に関する補助金の交付額は以下のとおり確定する。

補助金決定日	
交付決定額	円
補助金支払額	

【備考事項】 ※本通知書の発行は申請書から自動生成です。
※必ずご記入ください。一部個人記載欄も、併記してください。記入欄に書ききれない場合は裏面に記入してください。

交付決定後であっても、申請内容に確認事項や疑義等(調査含む)が発生した場合、交付額確定および補助金の交付(振込)を保留することがあります

4-13 書類の保管

窓リノベ事業者である施工業者は、本事業の関連書類について、本事業の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類について保管が必要です。(本事業は、会計検査院による検査の対象になる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります)

No.	書類名称		
1	様式2	交付申請書	手続きの進捗に応じて住宅省エネポータルからダウンロードできます。
2	様式4	交付決定通知書* ¹	
3	様式5	実績報告書(兼、請求書)	
4	様式6	交付額確定通知書* ¹	
5	交付申請の 提出書類	先進的窓リノベ2026事業 共同事業実施規約	
6		工事請負契約書(原契約)	
7		建物の不動産登記事項証明書	
8		設置した窓(ガラス)・ドアの性能証明書 等	
9		工事【前】写真(補助対象の箇所すべて)	
10		工事【後】写真(補助対象の箇所すべて)	
11		<< 予約申請の場合 >> 着工写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)	
12		工事発注者(法人の場合：担当者)の本人確認書類	
13		<< 工事発注者が法人の場合 >> 法人の实在確認ができる書類	
14		その他、交付申請時に提出を求められた書類	

*1 本事業の交付を受けた工事発注者(共同事業者)が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて工事発注者(共同事業者)に配付してください。(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません)

補 足

□ 取得財産等の管理と処分の制限

本事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助事業完了後から10年間、本事務局の承認なく、本事業の交付を受けた補助対象製品を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。ただし、本事業の交付を受けた補助対象製品を設置する住宅等を、住宅等として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合を除きます。上記に該当する可能性がある場合、事前に事務局にご相談ください。

□ 取得財産等の管理

リフォームを行った建物の所有者(共同事業者)は、取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ってください。

取得財産管理台帳には、財産名(外窓、内窓等)、規格(製品型番)、数量(設置数)、単価(製品単体の補助額)、金額(数量×単価)、取得年月日(工事完了確認書等に記載されているリフォーム工事の完了日)、処分制限期間(10年)、整備又は保管場所(リフォーム工事を行った建物の所在地)を記載してください。

また、窓リノベ事業者(補助事業者)は、取得財産等の取得年月日(リフォーム工事の完了日)が確認できる書類(工事完了確認書等)を共同事業者に発行し、取得財産等管理台帳と共に保管できるように説明を行ってください。

なお、交付申請時において、取得財産等管理台帳(取得財産等明細表)の提出は不要とします。

第5章 提出書類の詳細

本手引き
注釈記号の
扱い


※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

● 提出書類一覧 ●

凡例：●＝必須 ○＝該当する場合に提出

	提出			書類名称	スキャン	参照 ページ
	予約あり		予約なし			
	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ			
A	●	—	●	先進的窓リノベ2026事業 共同事業実施規約	白黒可	P46
B	●	—	●	工事請負契約書(原契約)	白黒可	P47～48
C	●	—	●	建物の不動産登記事項証明書	白黒可	P49～50
D	—	●	●	設置した窓(ガラス)・ドアの性能証明書等	白黒可	P51
E	●	—	●	工事【前】写真(補助対象の箇所すべて)	カラー	P52～54
F	—	●	●	工事【後】写真(補助対象の箇所すべて)	カラー	P52～54
G	●	—	—	着工写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)	カラー	P55
H	●	—	●	工事発注者(法人の場合：担当者)の本人確認書類	白黒可	P56～57
《工事発注者が法人の場合》						
I	○	—	○	法人の实在確認ができる書類	白黒可	P58

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

※ 次ページ以降に記載の  は本事業指定様式の書類です。様式は本事業ホームページよりダウンロードできます。

補 足

□ アップロードするファイルについての注意事項

- ◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください)
- ◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- ◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります)
- ◆**文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。**(不鮮明な書類は受理されないことがあります)
- ◆添付タイプごとにまとめてください。
(「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのファイルにまとめることは不可)

B 予約時 予約後 交付申請 工事請負契約書(原契約) 白黒可

入手 施工業者(補助事業者)

令和 00 年 00 月 00 日

収入印紙

工事請負契約書

この契約書に添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

注文者(甲) 建物 大郡 様

住所 ○〇県○〇市○〇町 0-0-0

TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000

工事名称 断熱改修工事

工事場所 ○〇県○〇市○〇町 0-0-0

工 期 令和 00 年 00 月 00 日より 令和 00 年 00 月 00 日まで

1. 請負金額 金 0,000,000 円 (税込)

2. 工事内訳

工事項目	数量(仕様)	単 位	小 計
1. 内装改修	〇〇〇〇〇〇〇〇	㎡	0,000,000
2. 断熱改修	〇〇〇〇〇〇〇〇	㎡	0,000,000
3. その他	〇〇〇〇〇〇〇〇	㎡	0,000,000
4. 解体・廃棄処分費	〇〇〇〇〇〇〇〇	㎡	0,000,000
備考欄	工事価格(税抜き)		0,000,000
	消費税		0,000,000
	合計(税込)		0,000,000

3. 支払方法 前払金 () 金 〇 円 (税込)
部分払 () 金 〇 円 (税込)
竣工払 (工事完了確認後 00 日以内) 金 0,000,000 円 (税込)
金 〇 円 (税込)

請負者(乙) 株式会社 ○〇工務店

代表者名 ○〇 一郎

住所 ○〇県○〇市○〇町 0-0-0 TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000

※この契約書の送として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保存する
※この書類は印刷物として発行されています

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 工事請負契約の原契約であること
(変更契約により要件を満たすことが確認できる場合は、原契約書と併せて変更契約書を提出)
- ② 工事請負契約の締結日の記載があり、工事着手日前であること
- ③ 工事場所の記載があり、リフォーム工事を行った建築物の所在地と一致すること
- ④ 工事発注者(注文者)の記名・押印があり、共同事業者であること
(記名が自署の場合は押印なしでも可)
- ⑤ 工事請負者(受注者)の記名・押印があり、補助事業者であること
- ⑥ リフォーム工事である旨の記載があること(新築工事ではないこと)
- ⑦ 工事代金の記載があり、補助額を下回らないこと

補 足

注文書・注文請書による契約の締結について

工事請負契約を、注文書および注文請書を取り交わすことで締結したリフォーム工事についても補助対象になります。ただし、それぞれの書類について、以下の確認事項が確認できるものに限ります。なお、契約締結日は注文請書の日付(請負日)とします。

《注文書》

入手 施工業者(補助事業者)

令和 00 年 00 月 00 日

収入印紙

注文書

株式会社 ○〇工務店 御中

以下の通り、注文します。

注文者 (住所) ○〇県○〇市○〇町 0-0-0

請負者 (会社名) 株式会社 ○〇工務店

工事名 ○〇〇〇改修工事 工 期 令和 00 年 00 月 00 日 - 令和 00 年 00 月 00 日

工事場所 ○〇県○〇市○〇町 0-0-0 引 渡 令和 00 年 00 月 00 日

単 価 ¥0,000,000.00 支払条件 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

工事概要

No	品 名	仕様	数量	単価	金額	備考
1	断熱改修工事	式 1	0,000,000	3,000,000		
2	設備工事	式 1	0,000,000	3,000,000		

・ 適用)

《注文請書(請書)》

入手 工事発注者(共同事業者)

令和 00 年 00 月 00 日

収入印紙

請 書

未来 住太郎 御中

本件の通り、ご注文をお受けいたします。

住所 (住所) ○〇県○〇市○〇町 0-0-0

請負者 (氏名) 株式会社 ○〇工務店

工事名 ○〇〇〇改修工事 工 期 令和 00 年 00 月 00 日 - 令和 00 年 00 月 00 日

工事場所 ○〇県○〇市○〇町 0-0-0 引 渡 令和 00 年 00 月 00 日

単 価 ¥0,000,000.00 支払条件 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

工事概要

No	品 名	仕様	数量	単価	金額	備考
1	断熱改修工事	式 1	0,000,000	3,000,000		
2	設備工事	式 1	0,000,000	3,000,000		

・ 適用)

+

必ずセットで提出

注文者(工事発注者)が補助事業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限ります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 注文日
- ② 工事場所(=リフォーム工事を行った建築物の所在地と一致)
※注文者欄の建築物が対象建築物の所在地である場合、省略可能
- ③ 工事発注者(共同事業者)の署名または記名・押印
- ④ 施工業者(補助事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)
- ⑤ リフォーム工事を含んだ契約であることがわかる記述
- ⑥ 注文した工事の金額(補助額を下回らないこと)

補助事業者が注文者(工事発注者)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限ります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 請負日(=契約締結日)
- ② 工事場所(=リフォーム工事を行った建築物の所在地と一致)
- ③ 工事発注者(共同事業者)の氏名
- ④ 施工業者(補助事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
- ⑤ 注文書に記載された工事の請書であることがわかる記述
(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
- ⑥ 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

※次ページへ続く

補足 ※続き

□ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象になるリフォーム工事について、提出される工事請負契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。

ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できることを前提とします。

特に以下の事項にご注意ください。

◆契約日は提出する契約書上に記載を求めます。

(電子契約システム上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないため不可)

◆契約者の署名または押印が契約書上で確認できない場合、電子契約システム上の締結証明画面や管理画面等を求めます。

※契約日の記載されない電子契約については、P60～61を参照ください。

□ 共同発注について

リフォーム工事の発注を複数の者が連名で行う場合、非住宅建築物の所有者が共同事業者として交付申請を行うことができます。

□ 複数受注について

複数受注とは、同一の工事発注者と同じ建物に対する複数のリフォーム工事の工事請負契約を締結することをいいます。複数の工事請負契約により要件を満たす場合等、まとめて交付申請を行うことができます。

(本ポータル上の手続きは、契約が1つである場合と大きな違いはありません)

□ 分離発注について

分離発注とは、同じ工事発注者が、複数の施工業者に工事を分割して発注し、リフォーム工事を行うことをいいます。本事業では、窓リノベ事業者が自身で行う工事について要件を満たしている場合、それぞれ交付申請を行うことができます。

□ 他の補助金との併用について

開口部(窓)のリフォーム工事を補助対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

ただし、本事業で補助対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で補助対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合については、併用することができます。

□ ドア交換(ドアに対する内窓設置を含む)について

ドア交換(ドアに対する内窓設置を含む)は、窓の工事と同一の契約であり、同時に申請する場合のみ、本事業の補助対象となります。

C

予約時 予約後
交付申請 交付申請のみ

建物の不動産登記事項証明書

白黒可

入手 工事発注者(共同事業者)

《一棟所有の場合》 ※全ページを提出してください。

《区分所有の場合》 ※全ページを提出してください。

※ 不動産登記の「全部事項証明書」または「一部事項証明書」のいずれかを提出してください。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「原因及びその日付」の新築された日付が当該リフォーム工事の請負契約締結日の1年より前であること
- ② 「所在」がリフォームを行った建築物であること
- ③ 交付申請時点で、申請する建物用途(建築基準法で定められている用途区分)と適合する種類であること
- ④ 建物の地上階数
- ⑤ 建物の延床面積
- ⑥ 所有者が共同事業者であること

※次ページへ続く

補 足

- 複数枚にわたる場合、全ページを提出してください。
- 登記情報提供サービスから出力されたものも提出可能です。
- 不動産登記事項証明書に記載の建物の種類と建築基準法で定められている用途区分が完全一致しない場合や、複数用途を有する建物の場合、必要に応じて図面等の追加書類を求めることがあります。
- 登記上、非住宅建築物として補助対象となる用途(種類)であっても、現に補助対象とならない用途(種類)に使用している場合、原則補助対象となりません。
- 建物の延床面積とは、所有形態(一棟所有、区分所有)に関わらず、非住宅建築物として本事業の補助対象となる用途部分(共同事業者が所有する部分に限る)の合計とします。複数用途を有する場合も同様です。
- **不動産登記を義務づけられていない非住宅建築物の場合**
地方公共団体等が所有している、不動産登記を義務づけられていない非住宅建築物の場合は、事務局指定様式の「公共建築物申告書」を代替書類として提出してください。

《公共建築物申告書》

指定 入手 工事発注者(共同事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 申告の対象となる建築物の情報(所在地、立地、用途等)がすべて記入されていること
- ② 記入日、所有する代表者名、住所、連絡先が記入されており、押印(公印)されていること

D 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ 設置した窓(ガラス)・ドアの性能証明書等

白黒可

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。
入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

入手 建材メーカー

1 住宅省エネ2026キャンペーン
みらいエコ住宅2026事業 先進的窓リノベ2026事業

2 内窓
3 性能証明書
断熱等・防音

製品型番: ABC123123AM **4**

1 製品名 : ABCサッシ	2 建具の材質 : 樹脂
3 開閉方式 : 引違い	4 窓サイズ : W1500mm×H1500mm
5 面積 : 1.6㎡	6 性能区分コード : S
7 ガラスの仕様 : Low-E複層 (A10P)	8 ガラス中央部の熱貫透率 : -
9 開口部の熱貫透率 : -	10 窓の目録熱貫透率 : -
11 ガラス目録熱貫透率 : -	

9 断熱係数 : 0.206**** **7**

製造業者(メーカー名) : ABC工業株式会社

書類番号(通し番号) : 202600123 **8**

製造事業者名 : XYZ株式会社

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 本キャンペーン名
- 2 製品区分
(「ガラス」「内窓」「外窓」「ドア」のいずれかに限る)
- 3 機能区分(「断熱等」を含むものに限る)
- 4 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)
- 5 面積
- 6 性能区分(「P(SS)」「S」「A*1」のいずれかに限る)
- 7 事業者名(メーカー名)
- 8 書類番号(通し番号)

*1 内窓において、「A」は対象外です。

住宅省エネ2025キャンペーン(「子育てグリーン住宅支援事業」「先進的窓リノベ2025事業」)で発行された性能証明書でも、本事業の対象製品であることが確認できる場合は利用できます

※上記のサンプルは、内窓の性能証明書です。
(デザインや記載事項は製品やメーカーにより異なりますが、確認事項は同じです)

補 足

- リフォーム専用ガラスの性能証明書について
リフォーム専用ガラスは、ガラスと同梱されている「ラベル」をメーカー指定の専用台紙に貼付したものを性能証明書として取り扱います。
なお、確認事項は原則、上の①～⑧と同じです。

◀例：ガラスラベルを専用台紙に貼付▶

住宅省エネ2026キャンペーン
みらいエコ住宅2026事業 先進的窓リノベ2026事業

性能証明 シール台紙
ガラス
リフォーム専用

事業者名(メーカー名) : ABC工業株式会社

1 製品型番 : ABC123123AM
2 製品区分 : ABCガラス
3 窓サイズ : W1500mm×H1500mm (W×H)
4 面積 : 1.6㎡
5 ガラスの仕様 : Low-E複層
6 ガラス中央部の熱貫透率 : 0.206****
7 断熱係数 : 0.206****

製造事業者名 : XYZ株式会社

E 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ 工事【前】写真(補助対象の箇所すべて) カラー

F 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ 工事【後】写真(補助対象の箇所すべて) カラー

入手 施工業者(補助事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

《工事前写真》

- ①改修前の開口部全体が確認できること
※大規模改修等の場合は、改修前の外観全景を撮影

《工事後写真》

- ②改修後の開口部全体が確認できること

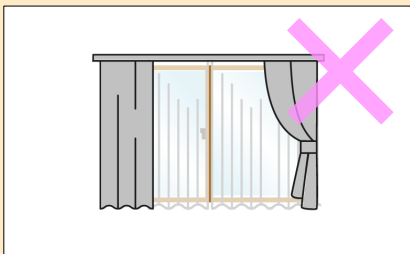
工事前写真を撮り忘れた場合、補助金の交付を受けることができません。
※本事業では「工事前写真・提出免除依頼書」の使用はできません。
※工事後写真を撮り忘れた場合、後日撮影が必要になります。

工事写真の撮影におけるポイント

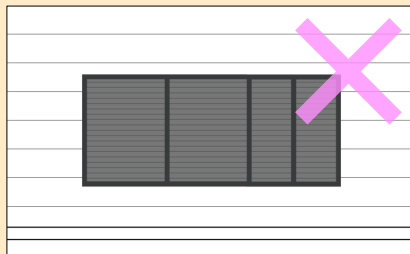
※非住宅建築物においても、工事写真の撮影ポイントは住宅の場合と同様です。

本事業で提出する「工事【前】写真」および「工事【後】」写真は、それぞれにおいて「窓・ドア」の状態が確認できる必要があります。

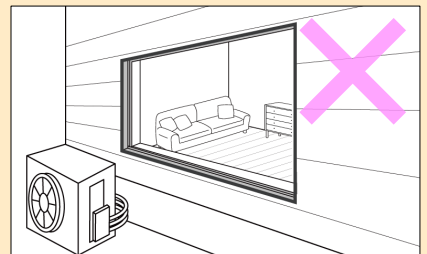
開口部の一部または全部が、カーテン、家具、雨戸、シャッター等で隠れている場合や、工事中で「窓・ドア」である(あった)ことが確認できない場合等、審査過程においてこれらの写真に関する確認や不備訂正の依頼、追加で写真の提出を求めることが非常に多くなっています。



カーテン(レースカーテンを含む)で窓全体が確認できない



雨戸、シャッター等が閉まっており窓全体が確認できない



窓が取り外されたあと、もしくは工事中であり、工事前(または工事後)の窓やドアの状態が確認できない

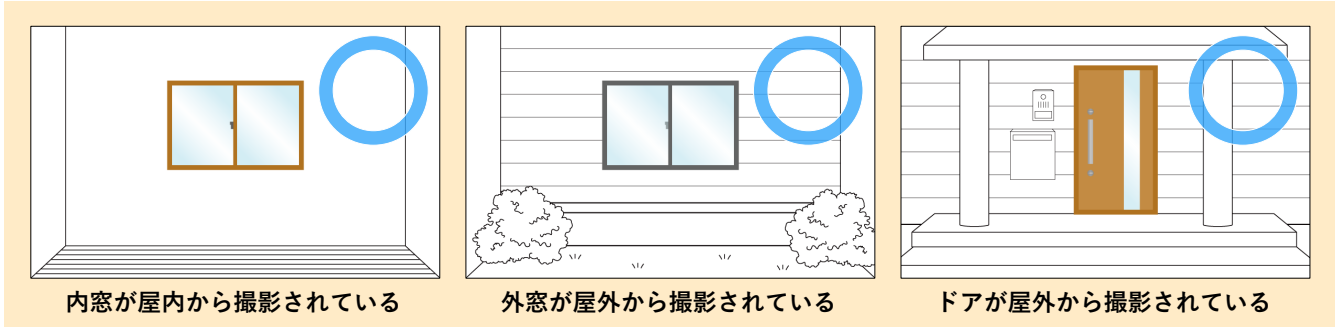
Point 1 内窓は屋内から、外窓・ドアは屋外から撮影

内窓設置(内窓のガラス交換を含む)は、**屋内**から撮影してください。

※カーテン等で隠れている場合、追加で写真の提出を求められることがあります。

外窓交換(外窓のガラス交換を含む)・**ドア交換**は、**屋外**から撮影してください。

※屋外からの撮影が難しい場合、屋内から撮影しても構いません。

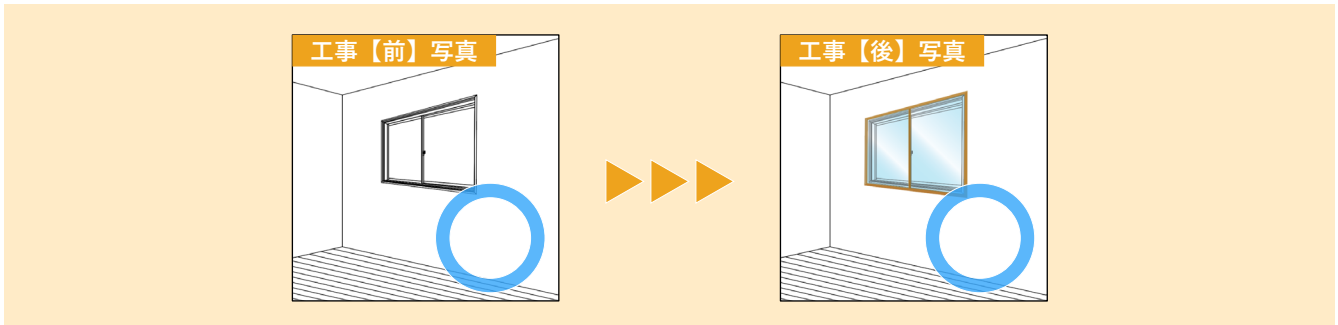


Point 2 工事前後は同じ画角で撮影

工事前後で写真の画角が異なる場合、同一箇所の工事であることが判断できないことがあります。

必ず、**申請する窓全体が写る、同じ画角で撮影**を行ってください。

(同一箇所であると判断できない場合、追加で写真の提出を求められることがあります)



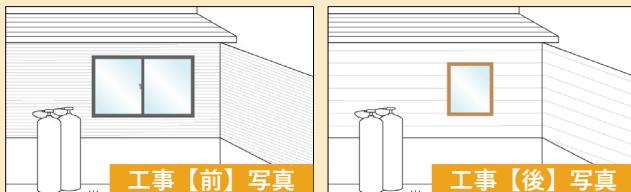
《注意》

一方で、同じ画角で撮影された場合であっても、**大規模リフォーム等**(外壁や内装が大幅に変化する工事)の場合、**同一箇所の工事であることが判断できない**ことがあります。

必要に応じて、**建物の外観写真等**を追加で求める場合がありますので、以下を参考に撮影してください。

【外窓】

工事前後で、**変化しない基準物を一緒に撮影**



【内窓】

窓を一部開けて、**外の風景(変化しない基準物)が写るように撮影**



※**変化しない基準物と一緒に撮影できない場合**、同じ画角での工事前後写真とあわせて**建物の外観写真を撮影**

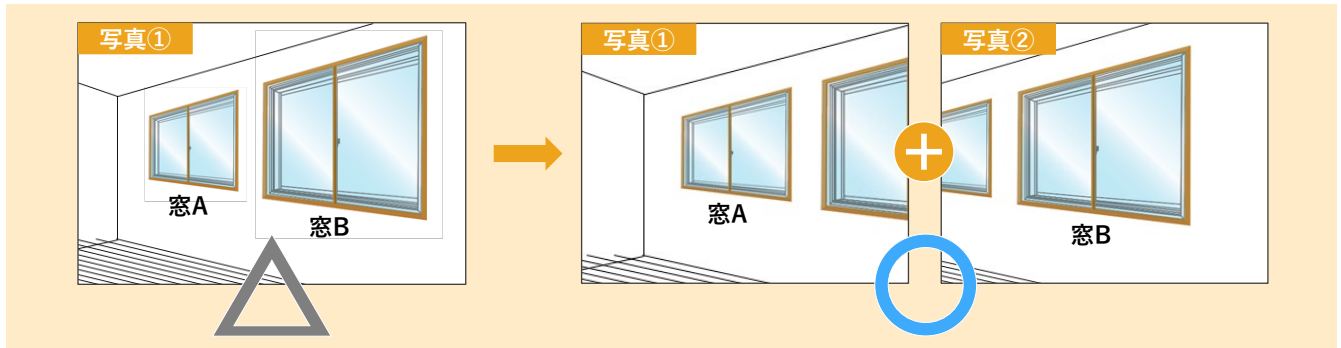


Point 3 窓(ドア)1箇所につき、1枚の写真を撮影

1枚の写真に複数の窓やドアを収めて撮影した場合、どの窓(ドア)が補助対象であるか?、何箇所の窓(ドア)を補助対象としているか?が判断できないことがあります。

窓(ドア)1箇所につき、1枚の写真を撮影してください。

1枚の写真に複数の窓(ドア)が写り込む場合は、申請する補助対象である窓やドアを画角の中心に置いて、それぞれについて撮影してください。

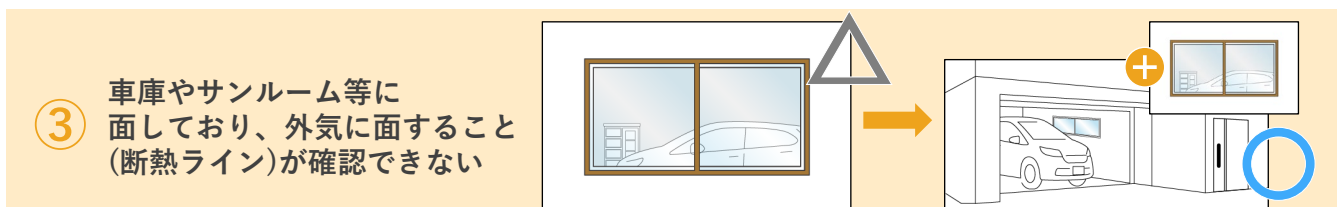
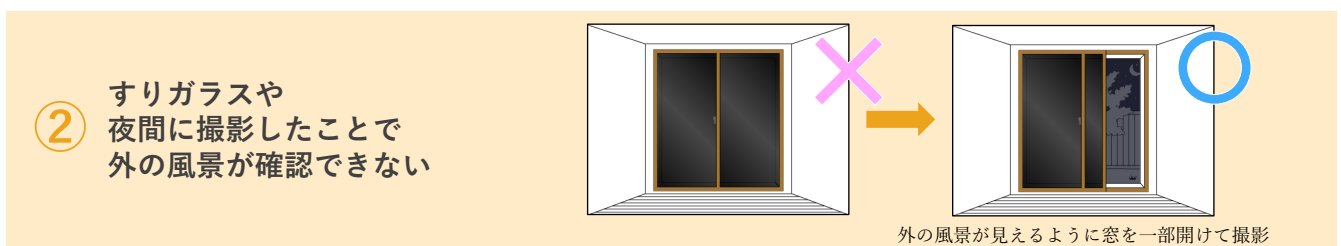
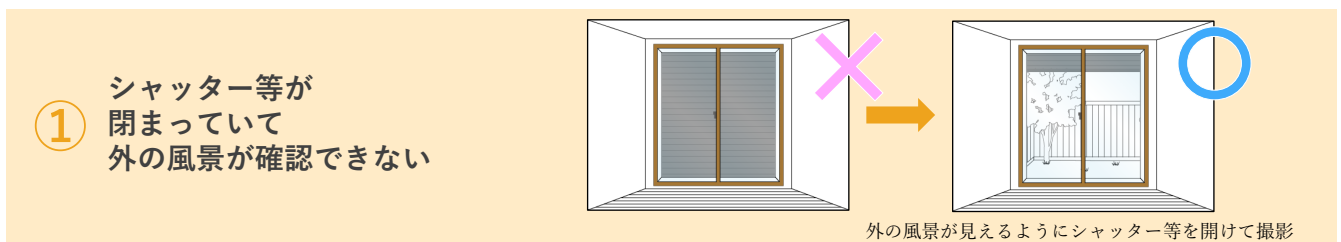


Point 4 外気に面することが確認できるよう撮影

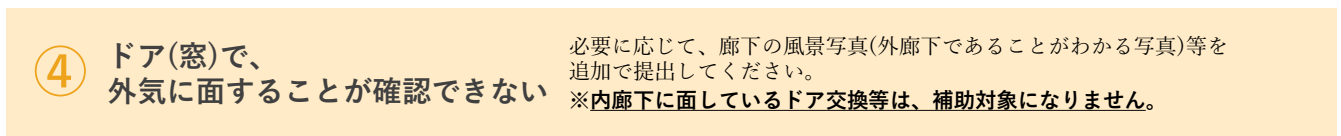
本事業では、外気に面する開口部に設置した窓(ドア)が補助対象となります。

(対象製品であっても、間仕切り等に使用した場合は、補助対象になりません)

以下、①～④に例示するような場合、追加で写真を求めることがありますので、特に注意してください。



車庫や倉庫、サンルーム等に面している窓(ドア)は、窓の写真だけでは補助対象であるかの判断がつかないことがあります。必要に応じて、建物の外観等の写真を追加で撮影してください。追加の写真により、断熱ラインが車庫や倉庫、土間等の外側の壁であると判断された場合、補助対象になりません。



G

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

着工写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)

カラー

交付申請の予約にあたっては、補助対象であるすべての窓の工事【前】写真(各窓1枚ずつ)とともに工事に着手したことが確認できる写真(1申請につき1枚)の提出が必要になります。

着手する工事は、提出する工事請負契約に含まれる工事であれば、窓の工事に限りません。ただし、工事箇所に不可逆的な変化(工事の完了でも可)が確認できる写真とします。

入手 施工業者(補助事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

① 工事箇所に不可逆的な変化(工事の完了でも可)が確認できること

補 足

□ 工事着手に含まれない例

工事箇所に不可逆的な変化が確認できない場合は、着工写真と取り扱わず、予約が受理されないことがあります。以下に、代表例を示します。

- (例) ◆クレセント等の部品の調整、または一時的に取り外した写真(契約書に記載がある場合を含む)
- ◆提出した窓の工事前と同じ状態の写真(画角違いを含む)
 - ◆容易に移動できる物品(工具・脚立や障子・カーテン等)の設置、移動した写真
 - ◆工事の準備にあたる資材搬入、足場の設置、現場の下見調査等の写真 等

■工事写真撮影アプリをご活用ください

本キャンペーンでは、各事業における交付申請(予約を含む)にて提出が必要となる工事写真を撮影するためのスマートフォン用アプリ「住宅省エネキャンペーン・工事写真撮影アプリ」を利用できます。

本アプリの利用により、以下の《メリット》が期待できます。

《アプリ利用によるメリット》

- ◆交付申請にかかる事務作業の効率化
- ◆不適切な交付申請の抑止
- ◆追加写真提出の依頼や不備訂正の減少
- ◆審査日数の短縮

なお、本アプリは無料で利用できます(利用は必須ではありません)。是非ご活用ください。

H

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

工事発注者(法人の場合：担当者)の本人確認書類

白黒可

以下1)~4)のいずれかの書類を1つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

入手 工事発注者(共同事業者)

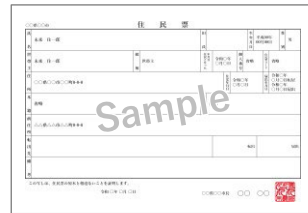
確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「氏名」が工事発注者(共同事業者【乙】)であること
- ② 有効期限内のものであること
※1)住民票の発行時期は不問、現況が確認できるものであること

1) 住民票

補 足

- 個票、世帯票のいずれも可
- マイナンバーが記載されていないものを提出
(記載がある場合、受付できません)



2) マイナンバーカード

補 足

- 必ず表面のみ提出
※ 裏面にはマイナンバー・QRが記載されているため、提出しないでください。



3) 運転免許証

補 足

- 運転経歴証明書でも可
- 国際免許証は除く



4) 在留カード または 特別永住者証明書

補 足

- 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの



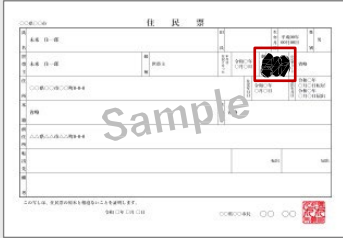
有効期間内のもの

※次ページへ続く

補 足

- **マイナンバーが記載されている書類のマスキングについて**
提出する書類に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、必ず工事発注者(共同事業者)によるマスキングを行った上で提出してください。

《住民票》



《マイナンバーカード》



**マイナンバーカードは
必ず表面のみを提出してください。**

※裏面にはマイナンバー・QRが
記載されているため、提出しないでください。

マスキングされていないこれらの書類は、提出されても受付できません



先進的窓リノベ
2026事業

非住宅
リフォーム工事

第6章 その他

本手引き
注釈記号の
扱い

※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

6-1 契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象となるリフォーム工事について、提出される契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。ただし、提出される書類上で、以下のことが確認できる必要があります。

- ① 契約日(工事請負契約の場合、工事着手日前であること)
- ② 工事発注者と工事請負者双方の同意
- ③ 同一IDが記載されている等、書類間の関連性

以下の例を参考に提出する書類に不備がないことを確認してください。

※契約書に関する他の要件等については、P47~48をご確認ください。

※以下に例示する書類や項目名称は、利用する電子契約システム等により異なる場合があります。

例1 契約書の紙面上に契約締結日の記載がある場合

《(A)契約書》

① 契約日
契約日：2026年〇月〇日

契約書ID：abcd1234

《(B) Aの契約締結を証明する書類》

② 双方の同意
電子署名日：2026年〇月〇日

③ 書類間の関連性
契約書ID：abcd1234

ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認できないため、不備となる場合があります。

例2 契約日の記載はないが、電子契約システム上で双方が合意した日を締結日とする旨が、契約書上に明記されている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、電子契約システム上において双方が契約内容に合意(承認や電子署名)した日(以下、「合意締結日」という)を契約日とすることが、『契約書(A)』において明記(α)されている場合、当該『Aの合意締結日を証明する書類(B)』を契約書と併せて提出することで、契約日を申告します。

《(A)契約書》

α 11. 本契約が電磁的記録を作成する方法で締結する場合は、本契約の締結日は、契約当事者双方が電子署名をした日とする。

契約日の記載なし

契約書ID：abcd1234

《(B) Aの契約締結を証明する書類》

② 双方の同意
電子署名日：2026年〇月〇日

① 契約日として扱う
電子署名日：2026年〇月〇日

③ 書類間の関連性
契約書ID：abcd1234

ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。

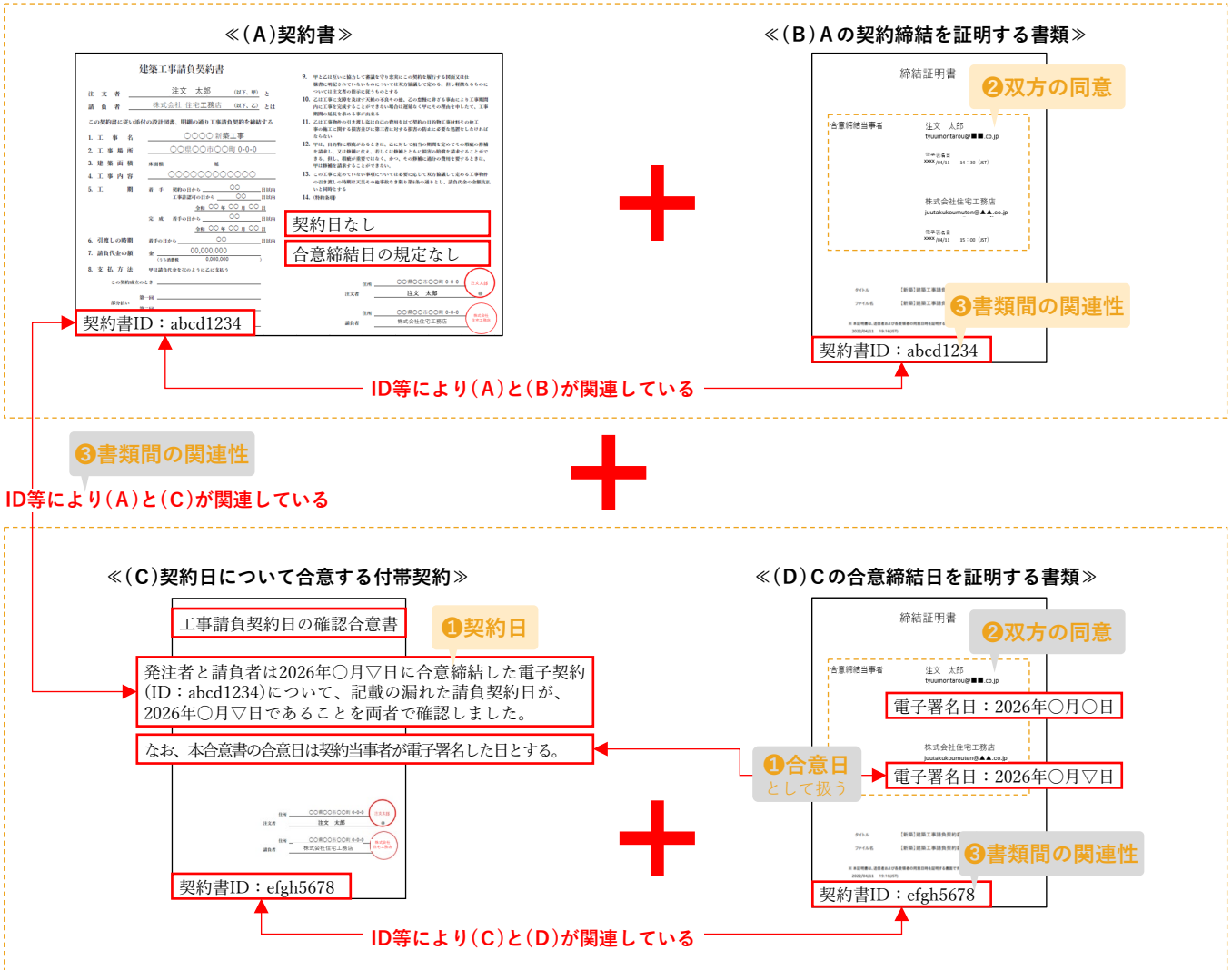
※Bを提出した場合であっても、Aに契約日の記載がある場合は、当該日付を契約日とみなします。

※Bに記載される双方の合意した日が異なる場合、いずれか遅い日付を契約日とみなします。

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確ではない場合、契約書の合意締結が確認できないため、契約日を申告することはできません。

例3 契約日の記載はないが、別途付帯契約により契約日を定めている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、契約書面上に契約日および合意締結日の規定(α)の記載はないが、同じ電子契約システムを用いて作成する当該契約の付帯契約により双方が契約日について同意したことが確認できる場合、『契約書(A)』と『Aの合意締結日を証明する書類(B)』に加えて、『契約日について合意する付帯契約(C)』と『Cの合意締結日を証明する書類(D)』を併せて提出し、契約日を申告します。



※(A)、(B)、(C)、(D)は必ずセットでご提出ください。

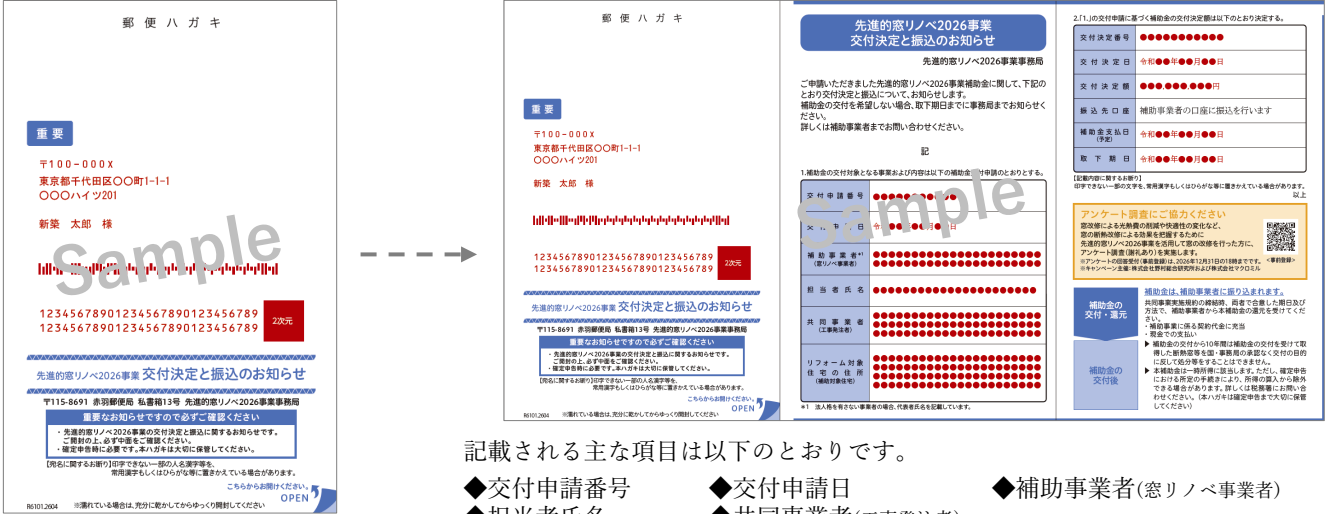
※Aに契約日の記載がある場合は、CおよびDによらず当該日付を契約日とみなします。
(付帯契約や変更契約で、原契約の契約日を変更することはできません)

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBまたはCとDがそれぞれ結びつかない場合、いずれの契約における合意締結であることを確認できません。
また同様に、ID等によりAとCが結びつかない場合、いずれの契約の付帯契約であることを確認できないため、契約日を申告することはできません。

6-2 交付決定時の郵送物

交付を決定した補助事業の共同事業者に対して、事務局から交付決定を通知する「交付決定と振込のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

《交付決定と振込のお知らせのイメージ》 ※共同事業者宛



記載される主な項目は以下のとおりです。

- ◆ 交付申請番号
- ◆ 交付申請日
- ◆ 担当者氏名
- ◆ 共同事業者(工事発注者)
- ◆ リフォーム対象建物の住所
- ◆ 交付決定日
- ◆ 交付決定額
- ◆ 補助金支払日(予定)
- ◆ 取下期日
- ◆ 補助事業者(窓リノベ事業者)
- ◆ 交付決定番号
- ◆ 振込先口座

※紛失した場合は再発行はできません。

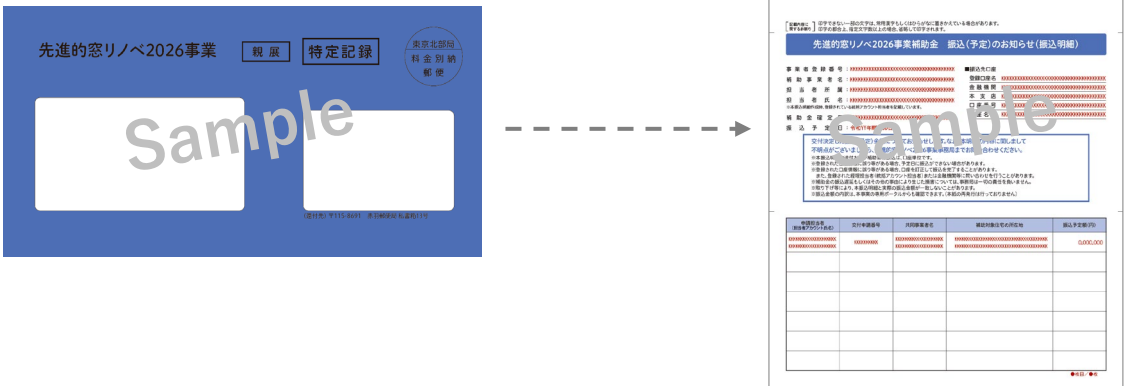
共同事業者が紛失等した場合は、窓リノベ事業者より『交付決定通知書(様式4)』をお渡しください。

6-3 補助金の確定・交付時の郵送物

振込にあたり、統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者宛に、口座単位の「振込(予定)のお知らせ(振込明細)」(封書)を郵送します。

《振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ》

※統括アカウント利用者または経理担当者宛



記載される主な項目は以下のとおりです。

- ◆ 事業者登録番号
- ◆ 補助事業者名
- ◆ 担当者所属
- ◆ 担当者氏名
- ◆ 補助金確定日
- ◆ 振込予定日
- ◆ 振込先口座情報
- ◆ 申請担当者(担当者アカウント氏名)
- ◆ 交付申請番号
- ◆ 共同事業者名
- ◆ 補助対象建物の所在地
- ◆ 振込予定額

※紛失した場合は再発行はできません。

振込金額の内訳は本ポータルでご確認が可能です。

6-4 先進的窓リノベ2026事業に関するアンケート調査について

窓改修による光熱費の削減など、窓の断熱改修による効果を把握するために先進的窓リノベ2026事業を活用して窓の改修を行った方に、アンケート調査(抽選で謝礼あり)を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

※「本調査」については実施しない可能性および抽選の対象者数や謝礼金額が変更する可能性もございます。予めご承知おきください。

※アンケート調査へのご回答は任意となります。

謝礼の受け取りには、事前登録時にメールアドレスをご回答いただく必要があります。

なお、回答いただいたメールアドレスは本調査用のメールの配信および謝礼の送付等、アンケート調査の目的のみに利用し、目的以外では利用しません。

対象となる方

先進的窓リノベ2026事業を活用し、窓の改修を行った方(共同事業者)。

※改修を行った住宅に居住していない方、改修を行った非住宅建築物を使用していない方は、アンケート調査の対象外となります。

アンケート調査の流れ

事前登録

※アンケートの事前登録は、2026年12月31日18時までです。

共同事業実施規約または右に掲載のQRコードを読み取っていただき※、「事前登録」として改修前の窓のタイプや改修時期等をご回答いただきます。



※読み込めない方は下記URLよりアクセスしてください。
<https://www.net-research.jp/1314701/>

本調査

※「本調査」の実施時期は、断熱窓への改修から概ね1年が経過した時点を予定しております。
(断熱窓への改修前後の光熱費調査等、改修の効果測定を行うため)

改修時期に応じて、事前登録で回答いただいたメールアドレス宛に本調査用のURLをお送りします。

アンケート調査内容

温熱感の変化

エネルギー使用量・光熱費
(電気・ガス・灯油)

改修後の数ヶ月分、改修前の比較として前年の同月分をご回答いただきますので、エネルギー事業者のWEBページで光熱費等を参照できるようにするなど、ご準備ください。

本調査の実施主体：株式会社野村総合研究所および株式会社マクロミル



先進的窓リノベ
2026事業

非住宅

リフォーム工事

第7章 更新履歴

